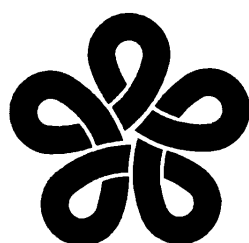


令和5年度

業 務 年 報



令和5年8月

福岡県筑紫保健福祉環境事務所

目 次

I	筑紫保健福祉環境事務所の概況	1
	1 管内の概況	
	2 組織及び各課（係）業務分掌	
	3 配置職員数	
	4 筑紫保健福祉環境事務所の沿革	
II	業務の概要	
	総務企画課	7
	総務係	8
	企画指導係	8
	1 保健統計調査業務	
	2 医務	
	3 薬務	
	4 企画調整	
	健康増進課	19
	健康増進係	20
	1 健康増進対策	
	2 歯科保健	
	3 母子保健	
	4 難病対策	
	5 原子爆弾被爆者援護事業	
	6 肝炎インターフェロン治療費等助成制度	
	7 在宅医療推進事業	
	精神保健係	42
	1 精神保健医療福祉	
	2 精神障がい者社会復帰促進事業	
	3 精神障がい者地域定着推進事業	
	4 精神障がい者訪問指導体制強化事業	
	5 精神障がいのある人の退院後支援	
	6 自殺対策事業	
	7 アルコール等依存症対策事業	
	8 普及啓発活動	
	9 精神障がい者等援助事業	

保健衛生課	・ ・ ・ ・ ・	5 1
食品衛生係	・ ・ ・ ・ ・	5 2
1 食品衛生		
生活衛生係	・ ・ ・ ・ ・	5 7
1 動物管理		
2 環境衛生		
感染症係	・ ・ ・ ・ ・	6 2
1 結核対策		
2 感染症		
社会福祉課	・ ・ ・ ・ ・	7 3
1 婦人及び母子父子寡婦福祉		
2 介護保険事業		
3 指定障害福祉サービス事業者等の指定等		
4 児童福祉		
5 高齢者福祉		
6 障がい者福祉		
7 社会福祉法人		
検査課	・ ・ ・ ・ ・	7 9
1 試験検査の概要		
2 感染症検査		
3 食品検査		
4 環境検査		
地域環境課	・ ・ ・ ・ ・	8 3
1 自然公園		
2 温泉		
3 浄化槽整備		
4 鳥獣保護		
5 啓発事業		
環境指導課	・ ・ ・ ・ ・	8 9
1 大気環境監視		
2 水環境監視		
3 公害関係届出状況等		
4 廃棄物		
Ⅲ 資料編（管内人口動態に関する資料）	・ ・ ・ ・ ・	9 5

I 筑紫保健福祉環境事務所の概況

1 管内の概況

当保健福祉環境事務所の管轄区域は、保健福祉部門は福岡都市圏に属する筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川市の5市であり、環境部門は糸島市を含む6市となっている（鳥獣保護に関する業務については福岡市を含む）。

東に宝満山系、西に背振山系を眺望し、太宰府天満宮や都府楼跡をはじめ多くの史跡と緑に囲まれた盆地に位置している。

管内（5市）の面積は約233km²で、人口は440,377人（令和4年3月1日現在）となっている。

福岡都市圏のベッドタウンとして昭和40年頃から人口が著しく増加してきた。高齢化率は23.9%（令和2年10月1日現在）と県（27.2%）、全国（28.0% 令和2年国勢調査）、と比較すると低くなっている。

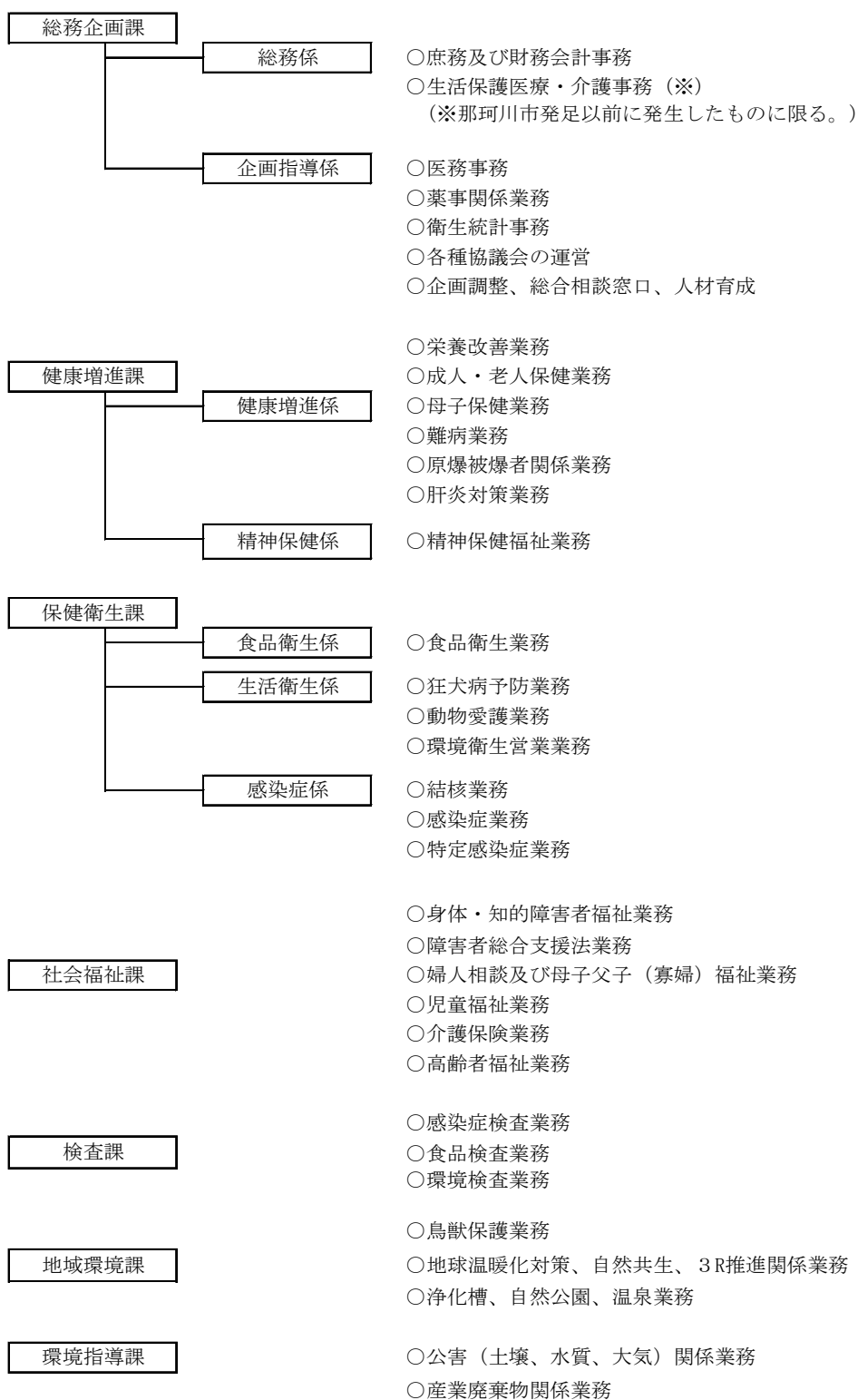
産業別の就労人口（令和2年国勢調査）は、第一次産業が1,444人（0.8%）、第二次産業が30,437人（17.0%）、第三次産業が147,209人（82.2%）と、第三次産業の割合が最も多くなっている。

また、管内（5市）には大学・短大7校、高校11校、小・中学校73校と学校数が多く文教地区となっている。

交通は、九州自動車道、福岡都市高速道路、国道3号、県道31号等の道路網が整備されており、また、JR鹿児島本線及び西鉄天神大牟田線の鉄道が通っており、交通の便に恵まれている。



2 組織及び各課（係）業務分掌



令和5年4月1日現在

3 配置職員数

(令和5年4月1日現在)

職種別	計	所長	保健監	副所長 環境長	総務 企画課	健康 増進課	保健 衛生課	社会 福祉課	検査課	地域 環境課	環境 指導課
一般事務	29			1	10	2	1	11	1	2	1
化学	6									1	5
医師	2	1			1						
保健師	21				1	12	8				
助産師	1					1					
獣医師	8						7			1	
薬剤師	13			1	2		7		1	1	1
管理 栄養士	2					2					
臨床検査 技師	6					1			5		
診療 放射線 技師	3				1	1	1				
自動車 運転士	1				1						
動物愛護 管理技術員	2						2				
看護師	0										
計	94	1	0	2	16	19	26	11	7	5	7

4 筑紫保健福祉環境事務所の沿革

保健所		福祉事務所	
昭和18年7月	二日市保健所を設置 (筑紫郡二日市宮町)		
昭和23年7月	移転(筑紫郡二日市町二日市)		
昭和26年4月	筑紫保健所に名称変更	昭和26年10月	地方事務所(16ヶ所)に民生課設置 (生活保護業務が町村から県へ移管)
昭和26年9月	新築移転(二日市町立明寺)	昭和30年11月	16の地方事務所を廃止し、11福祉事務所を設置。 福岡福祉事務所を設置 (福岡市薬院大通り)
		昭和32年1月	総務課、福祉1課、福祉2課の3課体制
		昭和47年4月	総務課、福祉課の2課体制
昭和58年4月	筑紫総合庁舎に移転 (大野城市白木原)	昭和58年2月	福岡東総合庁舎に移転 (福岡市博多区)
昭和60年4月	食肉衛生検査所開設に伴い 食肉衛生検査課が分離		
昭和62年11月	検査課設置	昭和61年4月	総務課に総務係と社会係を設置
		平成5年4月	総務課社会係を地域福祉係に改称、福祉課を保護課と改称
		平成6年4月	地域福祉係を地域福祉課とし、総務課・地域福祉課・保護課の3課体制
平成9年4月	保健所の統合(21保健所を13保健所と3支所に統合再編) 総務企画課(総務係、企画指導係)、衛生課(食品衛生係、生活衛生係)、保健課(健康増進係、感染症係、精神保健福祉係)、環境課、検査課に改組		
平成10年4月	民生部と保健環境部が統合再編され、保健福祉部となる。		
平成14年9月	筑紫保健所と福岡福祉事務所が統合し、筑紫保健福祉環境事務所が発足。 (福岡福祉事務所は筑紫保健福祉環境事務所と糸島保健福祉環境事務所に分割。) 総務企画課(総務係、企画指導係、保護係)、保健福祉課(高齢者・児童家庭係、障害者福祉係)、健康対策課(健康増進係、感染症係)、衛生課(食品衛生係、生活衛生係)、検査課、環境課に改組。		
平成15年4月	総務企画課保護係が保護課となる。		
平成20年4月	本庁再編成により、所の所管は保健医療介護部となる。 各事業の所管については、新社会推進部・保健医療介護部・福祉労働部・環境部となる。		
平成21年10月	出先機関再編成に伴い、環境部門が集約され前原市、糸島郡(現糸島市)が管轄区域に加わる。また、福岡農林事務所から鳥獣保護及び狩猟業務が移管される。		
	総務企画課(総務係、企画指導係)、健康増進課(健康増進係、精神保健係)、保健衛生課(食品衛生係、生活衛生係、感染症係)、社会福祉課、保護課、検査課、地域環境課、環境指導課に改組。		
平成24年4月	環境部門の狩猟業務が福岡農林事務所へ移管。		
平成30年10月	那珂川市の発足に伴い生活保護業務が同市へ移管され、保護課を廃止。		

Ⅱ 業務の概要

総務企画課

総務係

- 1 庶務及び財務会計事務
- 2 平成30年9月末までに当所で取り扱った生活保護業務に付随する生活保護費返還金関係事務及びその他各種事務（平成30年10月1日からは那珂川市に業務移管）

企画指導係

1 保健統計調査業務

調査名	調査時期	概要
人口動態調査	毎月	人口動態事象（出生、死亡、死産、婚姻、離婚）を把握。
医療施設動態調査	毎月	医療施設の診療機能の把握。
病院報告（患者票）	毎月	病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況の把握。
病院報告（従事者票）	毎年	病院の従事者状況の把握。
衛生行政報告例	毎年	衛生行政の実態を数量的に把握。
地域保健・健康増進事業報告	毎年	地域住民への保健施策の実施状況の把握。
国民生活基礎調査	毎年	国民の保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的事項の把握。
社会保障・人口問題基礎調査	毎年	人口・経済・社会保障の間の関連を把握。
医師・歯科医師・薬剤師調査	2年に1回	医師・歯科医師・薬剤師の全数について、従事場所等の分布の把握。
保健師、助産師、看護師、准看護師業務従事者届	2年に1回	業務に従事している保健師、助産師、看護師、准看護師の従事場所等の分布の把握。
歯科衛生士・歯科技工士業務従事者届	2年に1回	業務に従事している歯科衛生士・歯科技工士の従事場所等の分布の把握。
医療施設静態調査	3年に1回	医療施設の分布及び整備の実態を把握。
患者調査	3年に1回	医療施設を利用する患者の疾病構造等を地域別に把握。
受療行動調査	3年に1回	医療施設を利用する患者の受療の状況や受けた医療に対する満足度等を把握。

上記調査は、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料となる。

2 医務

(1) 医療従事者

令和2年に実施した医師・歯科医師・薬剤師の調査及び看護師等の従事調査による。

(保健統計年報 令和2年版 令和5年1月)

ア 医師数 平成30年調査より70人減の793人となっている。(単位：人、%)

区 分	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市	地区計	率	福岡県	率	
医療施設従事者数	296	288	95	62	34	775	97.7	15,915	94.8	
内 訳	病院開設者	6	4	6	3	0	19	2.4	315	1.9
	診療所開設者	43	54	39	26	20	182	23.0	3,413	20.3
	病院勤務者	112	201	45	27	7	392	49.4	7,732	46.1
	診療所勤務者	13	29	5	6	7	60	7.6	1,477	8.8
	医育機関の病院勤務者	122	0	0	0	0	122	15.4	2,978	17.7
介護保険施設の従事者	1	0	1	2	0	4	0.5	152	0.9	
医療施設・介護保険施設以外の従事者	3	2	2	2	0	9	1.1	524	3.1	
内 訳	臨床以外の医学教育又は研究機関の勤務者	1	0	0	0	0	1	0.1	343	2.0
	衛生行政従事者	0	1	2	2	0	5	0.6	74	0.4
	産業医	0	0	0	0	0	0	0.0	77	0.5
	保健衛生施設の従事者	2	1	0	0	0	3	0.4	30	0.2
その他	0	4	0	1	0	5	0.6	193	1.1	
総 数	300	294	98	67	34	793	100.0	16,784	100.0	

イ 歯科医師数 平成30年調査より17人減の324人となっている。(単位：人、%)

区 分	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市	地区計	率	福岡県	率	
医療施設従事者数	74	87	77	46	35	319	98.5	5,345	94.2	
内 訳	病院開設者	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	
	診療所開設者	47	42	47	28	20	184	56.8	2,634	46.4
	病院勤務者	0	6	0	0	0	6	1.9	116	2.0
	診療所勤務者	27	39	30	18	15	129	39.8	1,837	32.4
	医育機関の病院勤務者	0	0	0	0	0	0	0.0	758	13.4
介護保健施設の従事者	0	0	1	0	0	1	0.3	3	0.1	
医療施設・介護老人保健施設以外の従事者	0	1	1	0	0	2	0.6	122	2.2	
その他	0	1	1	0	0	2	0.6	202	3.6	
総 数	74	89	80	46	35	324	100.0	5,672	100.0	

ウ 薬剤師数 平成30年調査より40人減の840人となっている。(単位：人、%)

区 分	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市	地区計	率	福岡県	率
薬局開設者	18	9	14	8	5	54	6.4	872	6.9
薬局勤務者	151	138	116	81	47	533	63.5	7,113	55.9
病院・診療所勤務者	59	64	27	20	3	173	20.6	2,865	22.5
介護保健施設の従事者	0	0	0	0	0	0	0.0	26	0.2
教育・研究従事者	0	1	0	0	0	1	0.1	263	2.1
医薬品製造販売等従事者	7	4	6	1	2	20	2.4	764	6.0
衛生行政従事者	0	0	11	9	0	20	2.4	212	1.7
その他	20	10	3	2	4	39	4.6	599	4.7
総 数	255	226	177	121	61	840	100.0	12,714	100.0

(2) 免許申請状況

当事務所において、申請のあった件数は以下のとおりである。

ア 大臣免許（申請件数）

区分	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	登録	書換	再交付	抹消	登録	書換	再交付	抹消	登録	書換	再交付	抹消
医師	10	5	0	1	25	1	1	1	20	5	1	0
歯科医師	5	1	0	1	1	2	0	1	3	3	0	1
薬剤師	22	22	2	0	30	10	1	1	33	15	0	1
保健師	18	26	0	0	27	30	4	0	21	27	1	0
助産師	6	9	0	0	4	4	1	0	6	10	0	0
看護師	167	143	8	0	182	139	18	1	194	128	20	0
管理栄養士	45	18	2	1	28	17	2	0	24	19	0	0
診療放射線技師	10	4	2	0	9	1	1	0	11	4	0	0
臨床検査技師	9	16	2	0	7	9	3	0	15	10	0	0
理学療法士	31	14	0	0	42	9	4	0	36	9	0	0
作業療法士	15	11	0	0	20	8	1	0	27	8	3	0
視能訓練士	15	11	0	0	1	2	0	0	2	2	0	0
計	353	280	16	3	376	232	36	4	392	240	25	2

イ 県知事免許（申請件数）

区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	登録	書換	再交付	登録	書換	再交付	登録	書換	再交付
栄養士	37	28	8	32	22	6	39	22	5
准看護師	71	25	11	69	20	4	71	13	6
計	108	53	19	101	42	10	110	40	12

※他都道府県の准看護師免許申請件数（令和4年度）

・登録申請0件 書換申請5件 再交付申請1件

(3) 医療施設

ア 病院施設数及び病床数

(令和5年3月末現在)

区 分	総 数	
	施設数	病床数
筑紫野市	9	1,391
春日市	5	973
大野城市	7	1,541
太宰府市	4	582
那珂川市	2	159
計	27	4,646

イ 病院病床数内訳

(令和5年3月末現在)

区 分	総 数	精 神	感染症	結 核	療 養	一 般
筑紫野市	1,391	476	2	0	72	841
春日市	973	30	2	0	51	890
大野城市	1,541	505	0	0	841	195
太宰府市	582	300	0	0	170	112
那珂川市	159	0	0	0	75	84
計	4,646	1,311	4	0	1,209	2,122

ウ 診療所施設数及び病床数

(令和5年3月末現在)

区 分	医科診療所			病床数	歯科診療所	
	総 数	有 床	無 床		施設数	病床数
筑紫野市	75	8	67	126	54	0
春日市	86	9	77	138	59	0
大野城市	71	4	67	68	54	0
太宰府市	46	7	39	125	33	0
那珂川市	37	4	33	68	23	0
計	315	32	283	525	223	0

エ 人口10万対病床数

人口は令和5年3月末現在の住民基本台帳の人口

区 分	病 院						医 科 診療所
	総 数	精 神	感染症	結 核	療 養	一 般	
筑紫野市	1306.4	447.1	1.9	0.0	67.6	789.9	118.3
春日市	865.1	26.7	1.8	0.0	45.3	791.3	122.7
大野城市	1505.3	493.3	0.0	0.0	821.5	190.5	66.4
太宰府市	816.3	420.8	0.0	0.0	238.4	157.1	175.3
那珂川市	319.4	0.0	0.0	0.0	150.7	168.7	136.6

オ 病院及び診療所立入検査状況

医療法第25条に基づき病院及び診療所の立入検査を実施している。立入検査の頻度は病院は毎年、有床診療所は3年ごと、無床診療所は5年ごとに実施。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、書面による立入検査となっている。

検査対象数（診療所は実施市）

年 度	病 院 数	診 療 所			
		全診療所	有床診療所	無床診療所	歯科診療所
平成 30	27	103	2	68	33
			筑紫野市 春日市	春日市	太宰府市
平成 31	27	105	13	36	56
			春日市 大野城市	太宰府市	大野城市
令和 2	27	108	18	68	22
			筑紫野市 太宰府市 那珂川市	筑紫野市	那珂川市
令和 3	27	116	2	61	53
			筑紫野市 春日市	大野城市	筑紫野市
令和 4	27	106	13	32	61
			春日市 大野城市	那珂川市	春日市

カ 助産所・施術等

(令和5年3月末現在)

区分	助産所	あはき 施術所	柔道整復 施 術 所	歯 科 技工所	衛 生 検 査 所
筑紫野市	1	58	45	12	0
春 日 市	3	44	40	31	0
大野城市	1	43	40	33	0
太宰府市	0	36	28	9	0
那珂川市	1	18	19	8	0
計	6	199	172	93	0

(4) 救急医療

筑紫地区の救急医療は、下記の7か所の救急告示医療機関、10か所の病院群輪番制参加医療機関（うち7か所は救急告示医療機関と重複）、休日在宅当番医制度により担われており、平成16年10月からは、筑紫地区小児救急医療事業が開始されている。この事業では、開業医の協力を得ながら、福岡徳洲会病院・福岡大学筑紫病院で準夜帯（17～23時）と休日日勤帯（9～17時まで）の小児救急患者の診療が行われている。同じく、平成16年10月から福岡県小児救急医療相談事業が開始され、看護師又は小児科医師が電話相談に応ずる体制が整備され、受付時間も拡大している。現在平日は19時～翌朝7時、土曜日は12時～翌朝7時、日曜・祝日は終日となっている。また、平成28年6月30日から救急医療電話相談事業が開始され、看護師が24時間年中無休で対応している。平成29年2月からは母体搬送コーディネータ事業も開始され、母体搬送の集中緩和が図られている。救急患者の搬送は、春日・大野城・那珂川消防組合消防本部及び筑紫野太宰府消防組合消防本部が担っている。

歯科救急については、18年4月、筑紫歯科医師会会館に「口腔保健センターちくし休日急患歯科診療所」が開設され、日曜日、祝日、盆（9～13時）、年末年始（9～16時）において、歯科急患に対応している。

ア 救急告示医療機関

（令和5年3月末現在）

施設名	所在地	病床数
済生会二日市病院	筑紫野市湯町3-13-1	260(16)
福岡徳洲会病院	春日市須玖北4-5	602(10)
樋口病院	春日市紅葉ヶ丘東1-86	60(5)
原病院	大野城市白木原5-1-15	103(4)
諸岡整形外科病院	那珂川市片縄3-81	54(2)
福岡大学筑紫病院	筑紫野市大字俗明院1-1-1	310(30)
ちくし那珂川病院	那珂川市仲2丁目8番1号	99(1)

（救急専用・優先病床数）

イ 消防救急隊による程度別搬送人員

（令和3年度）

区分	死亡	重症	中等症	軽症	その他	計
春日・大野城・那珂川消防本部	1	339	4,321	4,874	0	9,535
筑紫野太宰府消防組合消防本部	0	437	3,927	2,540	0	6,904
計	1	776	8,248	7,414	0	16,439
令和2年	0	773	7,666	6,891	1	15,331
比較増減	1	3	582	523	△1	1,108

出典 令和4年度福岡県筑紫保健所運営協議会救急医療部会資料

3 薬務

地域住民の健康に対する関心が高まりを見せる中で、優良な医薬品等の供給と適正使用を目的として、薬局・医薬品販売業者等に対する指導を実施している。

覚醒剤等薬物乱用対策としては、保護司会、ライオンズクラブ、薬剤師会及び登録販売者協会等の関係団体と連携した「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、不正大麻・けし撲滅運動や関係業者への立入指導等を実施している。

また、毒物劇物取扱事業者への監視指導、献血事業の推進等に取り組んでいる。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症対応のため、立入調査や街頭キャンペーン等の啓発活動を一部縮小して実施した。

(1) 薬事関係施設数

(令和5年3月末現在)

区分	薬局	医薬品販売業			毒物劇物販売業		
		店舗	卸売	配置	一般	農業用	特定
筑紫野市	60	25	9	2	19	1	1
春日市	49	13	3	2	10	0	0
大野城市	56	18	7	2	30	1	1
太宰府市	35	9	3	4	14	2	0
那珂川市	23	12	1	1	6	2	2
計	223	77	23	11	79	6	4

(2) 薬事監視

(令和4年度)

区分	施設数	立入検査	違反発見施設数	違反の内容				口頭指導	報告書・始末書	文書指導
				虚偽誇大広告	毒劇薬貯蔵	管理者の勤務	その他			
薬局	223	3	3		2		1	3		
店舗販売業	77	7	0							
卸売販売業	23	1	0							
高度管理医療機器販売・貸与業	255	5	12			1	11	12		
計	580	16	15	0	2	1	12	15	0	0

(3) 毒物劇物監視

(令和4年度)

区分	施設数	立入検査	違反発見施設数	違反の内容				口頭指導	報告書・始末書	文書指導
				貯蔵保管	表示	譲記 受載 書保 管	その他			
一般販売業	71	1	0							
農業用品目販売業	37									
特定品目販売業	2									
届出不要業務上取扱者										
計	76	1	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 麻薬監視

(令和4年度)

区分	施設数	立入検査	違反発見施設数	違反の内容				口頭指導	文書指導
				不正所持	記録不備	保管不備	その他		
麻薬小売業者	190	2	0						
麻薬卸売業者	2	1	0						
病院	26	1	0						
診療所	130								
動物病院	35								
その他	2								
計	385	4	0	0	0	0	0	0	0

(5) 不正けし抜去状況

令和4年度は、4か所、220株を抜去した。

(6) 薬物乱用防止啓発事業

令和4年度は新型コロナウイルス感染症のため街頭キャンペーンを中止。

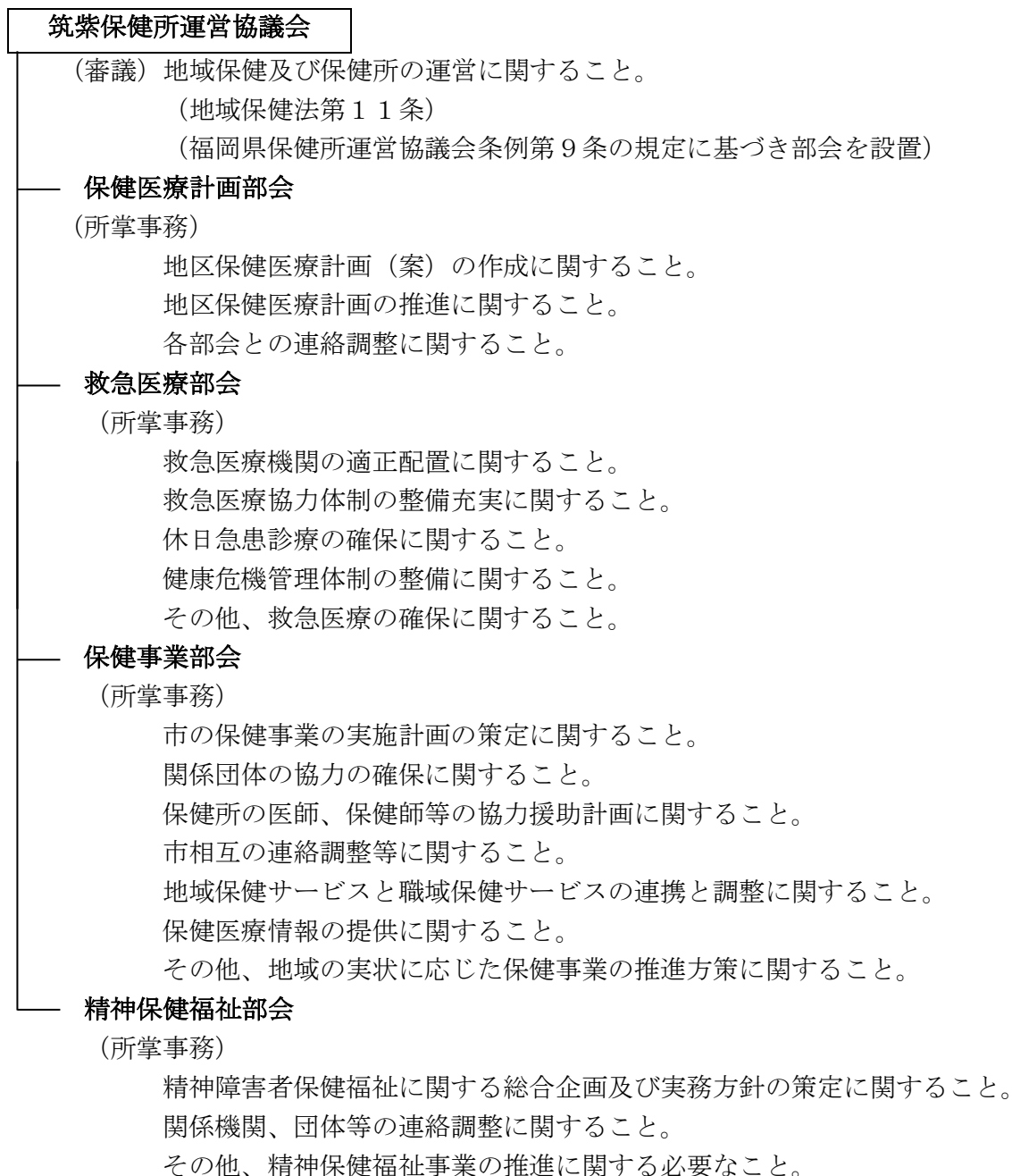
関係団体にポスター掲示等を依頼するとともに、当所においてはポスターの掲示等をもって啓発活動とした。

4 企画調整

企画調整業務は、保健所運営協議会に関する事、保健・医療・福祉の情報収集・分析に関する事、市町への情報提供・連絡調整に関する事、職員研修、各課連絡調整、実習・研修の受け入れに関する事等がある。

(1) 保健所運営協議会組織及び所掌事務

ア 組織と所掌事務



イ 保健所運営協議会及び部会の開催状況

部会名・開催日	議 事
保健医療計画部会	令和4年度は休止
保健事業部会 (9月26日) ※書面開催	(1) 令和3年度事業報告 ア 令和3年度筑紫保健福祉環境事務所事業実績報告 イ 糖尿病等重症化予防対策の取組について ウ 医療依存度が高い難病患者等の災害時支援の取組について (2) 令和4年度重点事業 難病等重症化予防対策の取組
精神保健福祉部会 (9月22日) ※書面開催	(1) 令和3年度事業報告 ア 保健所の実施する精神保健事業 イ 精神障がい者地域支援体制に関する事業 ウ 自殺対策事業 (2) 令和4年度重点事業 ア 精神障がい者地域支援体制の拡充 イ 自殺対策事業の推進
救急医療部会 (10月3日) ※書面開催	(1) 令和3年度救急医療報告 ア 令和3年筑紫管内消防本部の救急業務実施状況 イ 令和3年度筑紫管内急患診療状況 ウ 令和3年度筑紫管内普及・啓発活動状況 (2) 令和4年度救急医療事業予定
保健所運営協議会 (12月20日) ※書面開催	(1) 令和4年度筑紫保健所運営協議会各部会の報告について (2) 令和3年度筑紫保健福祉環境事務所各課係の事業報告及び 主な取組について

ウ 地域医療構想調整会議（保健医療計画の一部）の開催状況

部会名・開催日	議 事
令和4年度第1回 (9月8日)	第1回地域医療構想調整会議 (1) 2025年に向けた具体的対応方針の策定について (2) 病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関への対応について (3) 外来機能報告について (4) 福岡県における在宅医療（訪問診療）の現状について
令和4年度第2回 (3月2日)	第2回地域医療構想調整会議 (1) 紹介受診重点医療機関について (2) 2025年に向けた具体的対応方針の策定について
第1回病床機能分化連携推進部会 (5月12日)	病床機能分化連携推進部会（第1～3回） (1) 病床機能等の変更に関する報告 (2) 新規開業に伴う外来医療提供等報告 (3) 医療機器の共同利用に係る計画
第2回病床機能分化連携推進部会 (9月8日)	
第3回病床機能分化連携推進部会 (3月2日)	

(2) ビデオライブラリー等の利用状況

筑紫保健福祉環境事務所のホームページに貸し出しビデオ・DVD一覧を掲載し、利用の促進を図っている。

(3) 学生等実習の受け入れ・指導

医師・保健師・助産師・看護師・栄養士等養成施設の臨地実習やその他の見学者を受入れる。

令和4年度受入数

課 程	学校名等	期 間	日数	人数	延人数
医 師	福岡大学医学部	6月6日～6月7日	2	5	10
保 健 師	福岡大学	5月30日～6月3日	5	3	15
	純真学園大学	6月20日～6月30日	9	3	27
	福岡女学院看護大学	7月25日～7月29日	4	5	20
	聖マリア学院大学	8月22日～9月1日	9	3	27
管理栄養士	西南女学院大学	2月13日～2月17日	5	7	35
計			34	26	134

健康増進課

健康増進係

1 健康増進対策

平成25年3月に改定された「福岡県健康増進計画（いきいき健康ふくおか21）」に基づき、「県民一人ひとりが、地域の中でともに支えあい、健やかでこころ豊かに過ごせ、長生きしてよかったと実感できる社会の実現」に向けて、生活習慣病対策事業、栄養改善事業等を実施している。

(1) 県民健康づくり推進事業「地域・職域連携会議」

実施日	参加者等	内 容	参加者数
10月27日	筑紫医師会 筑紫薬剤師会 筑紫歯科医師会 各市（国保、健康づくり担当課） 福岡中央労働基準監督署 福岡産業保健総合支援センター 全国健康保険協会福岡支部 各市商工会 筑紫保健所	(1) 特定健診の受診率向上及びがん検診受診率向上について ① 筑紫地区の状況 ② 市の取組 ③ 商工会の取組 (2) 意見交換 (3) 各機関からの取組等報告 ① 筑紫医師会 ② 全国健康保険協会福岡支部 ③ 福岡中央労働基準監督署 ④ 福岡産業保健総合支援センター 筑紫中央地域窓口 ⑤ 筑紫歯科医師会 ⑥ 筑紫薬剤師会 (4) 自殺対策について (5) 情報提供	26名

(2) ふくおか健康づくり県民運動事業

ア 情報発信サイト等を活用した健康づくりに取り組むきっかけの提供

県民の自主的健康づくりを支援し、生活習慣病の発症予防を図るため、広く県民に対して、健康づくりに取り組むきっかけを提供している。

a 市等で行うイベントでの普及啓発

血管年齢測定・体組成測定・ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイトの紹介等

実施日	場 所	行 事	参加者数
11月27日	春日市総合スポーツセンター	春日市環境フェア	67名

b ふくおか健康づくり情報発信サイトの周知

健康づくり関係事業等の実施を通じてふくおか健康づくり県民情報発信サイトの周知（チラシの配布等）を行っている。

イ 「健康づくり実践アドバイザー」派遣事業
 経営者等に対する啓発及び派遣先事業所の募集

(令和4年度)

実施日	場 所	参加者等	参加者数
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため実施なし			

ウ 健康寿命とロコモティブシンドローム(以下、ロコモと略す)予防の普及啓発
 福岡県健康ポータルサイトのロコモ関連メニューやふくおか県政出前講座等を活用し、健康寿命とロコモの認知度を上げるとともにロコモ予防についての普及啓発を行っている。

実施日	場 所	参加者等	参加者数
2月14日	筑紫コミュニティセンター	「ちくし楽学楽遊たい」会員	16名

(3) がん対策

ア がん検診精度管理

市町村が行うがん検診の受診率向上並びに精度管理向上のため、情報提供及び情報共有を行っている。

イ 「小児・AYA世代のがん患者在宅療養生活支援事業」の後方支援

小児・AYA世代のがん患者が住みなれたところで自分らしく安心して生活ができるよう、在宅における生活を支援し、患者及びその家族の身体的・経済的負担の軽減を図ることを目的とし、筑紫地区の各市が実施主体となって新規事業を開始するにあたり、情報提供・共有を行っている。

※AYA世代とは思春期(15歳～)から30歳代までの世代

(4) たばこ対策

喫煙は肺がん、COPD(慢性閉塞性肺疾患)や虚血性心疾患をはじめとする多くの生活習慣病の危険因子となるため、「禁煙支援」「未成年者の喫煙防止」「受動喫煙防止」を三本柱として、たばこが健康に及ぼす影響を軽減し、健康増進を図ることを目的として、たばこ対策を実施している。

ア たばこ対策推進会議

実施日	場 所	参加者等	内容
10月27日	職員研修所	医師会、歯科医師会、薬剤師会、福岡産業保健総合支援センター、福岡中央労働基準監督署、全国健康保険協会福岡支部、商工会、市等 (26名)	地域職域連携会議において、当所のたばこ対策事業について情報提供を行った。

イ 喫煙防止セミナー

実施日	場所	内 容	参加者数
6月1日 6月21日 7月28日 8月24日 2月14日	筑紫総合庁舎	講演「タバコ」に関する様々な話 ・日本の受動喫煙対策について ・たばこの規制に関する世界の動き ・健康増進法の一部改正について ・福岡県のたばこ対策	20名

(5) 栄養改善

ア 健康づくり・栄養改善指導

地域住民の栄養状態の改善及び食生活等生活習慣改善の促進を図るため、個別又は集団に対し運動・休養も含めた健康づくり、生活習慣病予防等の指導を行っている。

(令和4年度)

区 分	個別指導延人員					集団指導延人員				
	栄養指導	運動指導	休養指導	禁煙指導	その他	栄養指導	運動指導	休養指導	禁煙指導	その他
実施数	45	0	0	0	5	18	1	0	1	2

イ 専門栄養指導事業

専門的な栄養相談と栄養情報提供のための相談窓口を設置している。また、高齢化の一層の進展に伴う在宅療養者の増加を見据えて、高齢者の食生活支援に携わる関係者を対象に協議及び研修会を実施している。

高齢者の食生活支援研修会

(令和4年度)

実施日	場 所	参加者等	参加者数
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため実施なし			

ウ 特定給食施設指導

給食施設に対して、栄養効果が十分な給食の実施、給食担当者の栄養に関する知識の向上及び食品の調理方法の改善等について、必要な助言及び指導を個別指導や集団指導にて実施している。

特定給食施設数

(令和5年3月末現在)

施設種類	特定給食施設
学校	57
病院	26
介護老人保健施設	7
介護医療院	1
老人福祉施設	24
児童福祉施設	69
社会福祉施設	6
寄宿舎	3
自衛隊	2
合 計	195

特定給食施設指導状況（延施設数）

（令和4年度）

特定給食施設		その他の給食施設	計
1回100食以上又は 1日250食以上	1回300食以上又は 1日750食以上		
111	74	70	255

エ 福岡県食環境整備事業

飲食店や弁当店において、ヘルシーメニュー（野菜たっぷり、塩分ひかえめ、カロリーひかえめ）の提供を促進することで、外食利用者が個々人の状況にあった食事を選択できる環境をつくり、自主的な健康づくりを支援している。

（令和5年3月末現在）

ふくおか食の健康サポート店登録数	16店舗
------------------	------

オ 食品の栄養表示等の相談、指導

健康増進法第7章及び食品表示法に係る食品の表示に関する相談、指導及び普及啓発を行っている。

（令和4年度）

相談・指導件数		普及啓発等 （集団指導）
食品表示法	健康増進法第7章	
20	2	0

カ 地区組織育成事業

健康づくり対策の一環として、地域における食生活改善の普及啓発等の活動を行う食生活改善推進会の組織の育成、支援を行っている。食生活改善推進会のリーダーの再教育として開催する「食と健康教室」は、健康づくりに関する知識と地域での実践方法等を習得することを目的に実施している。

食生活改善推進会組織状況

（令和4年8月末現在）

組 織 名		会員数(人)	結成年月日
筑紫地区食生活改善推進会		451	昭和53年6月2日
筑紫野市	筑紫野市食生活改善推進会	76	平成元年4月1日
春日市	春日市食生活改善推進会	64	昭和53年11月25日
大野城市	大野城市食生活改善推進会	205	昭和52年3月11日
太宰府市	太宰府市食生活改善推進会	61	昭和53年4月1日
那珂川市	那珂川市食生活改善推進会	45	昭和53年3月1日

食生活改善推進会会員対象の研修会

研修会名	期日	内容	参加者数
食と健康 教室	9月22日	講話 「いつまでも健康で美しく！」 ～香りの療法アロマセラピー～ 講師 アロマコーディネーター 森祥子氏	20名

食と健康教室	2月16日	講話「免疫力を高める食事について」 西南女学院大学実習生 講話「筑紫地区における食生活の実態」 ～食に関する実態調査の結果より～ グループワーク 「若者世代の朝食欠食についての取組み」	20名
自主学習会	7月20日	健康測定機器を活用した健康づくり 調理実習	20名
	10月14日	調理実習	20名
	1月31日	ロコモ予防運動 調理実習	20名
筑紫地区 研修会	12月2日	筑紫地区食生活改善推進会50周年記念式典 講演「食品ロスの現状と福岡県の取組」 講師 食品ロス削減マイスター 宮原葉子氏	52名

キ 県民健康づくり調査

令和4年度は、県民の身体の状態、栄養摂取状況及び生活習慣、健康づくりに関する意識を明らかにし、福岡県健康増進計画「いきいき健康ふくおか21」の最終評価及び次期計画策定に反映させることを目的として、11月から12月に身体状況調査、栄養摂取状況調査、生活習慣調査、健康づくりに関する調査を行っている。

対象地区	身体状況調査実施日	身体状況調査会場	対象世帯数
春日市 昇町	11月14日	いきいきプラザ	49世帯
大野城市 乙金台	11月16日	乙金台公民館	33世帯
大野城市 白木原	11月17日	筑紫保健福祉 環境事務所	72世帯

ク 栄養士関係業務

栄養士法に基づく管理栄養士養成施設学生の公衆栄養学実習の受け入れを行っている。

(令和4年度)

大学名	期間	人数
西南女学院大学	2月13日～17日	6名

(6) 調理師関係業務

ア 調理師免許

(令和4年度)

新規申請・書換交付申請・再交付申請受付数	87件
----------------------	-----

イ 調理師研修会

実施日	場 所	内 容	参加者数
3月7日	福岡県 職員研修所	講話「大量調理技術のスキルアップ」 講師 中村学園大学栄養科学科近江雅代教授	32名

(7) 市町村健康づくり・健康推進計画の策定等に係る支援

ア 市健康づくり推進協議会等への参画

管内市の健康づくり推進協議会等の委員として出席し、地域での健康づくり推進を支援している。

(令和4年度)

各市健康づくり推進協議会	形式	出席回数
筑紫野市健康づくり推進協議会	通常開催	2
春日市健康づくり推進協議会	通常開催	2
大野城市健康づくり推進協議会	通常開催	1
太宰府市健康づくり推進協議会	書面開催	1
那珂川市健康づくり推進協議会	通常開催	2

(8) 生活習慣病対策事業

糖尿病等の生活習慣病の重症化を防止し、患者の生活の質の向上を図るため、特定健診受診後の要精密者の受診勧奨や治療継続、生活習慣改善が必要な者に対する個別保健指導等を行うため、行政と医療、保険者との連携対策を整備し、総合的な生活習慣病対策を推進している。

ア 生活習慣病重症化予防対策に係る市町村支援

重症化予防に取り組む市町村に対し、効果的な取り組みが行えるよう、医師会や関係機関との連携や調整を図っている。

イ 生活習慣病重症化予防研修会

※地域保健関係職員等研修会（歯科保健）と同時開催とし、非対面型オンライン開催と対面型開催を同時実施した。

実施日	場 所	内 容	参加者数
12月22日	筑紫総合庁舎 3階第2会議室	説明「筑紫地区糖尿病等医療連携推進事業について」 講演I「糖尿病と歯科疾患の関係について」 講演II「糖尿病の病気の理解と重症化予防のための連携について」	31名

ウ 筑紫地区糖尿病等医療連携推進事業

筑紫地区では糖尿病重症化予防として、筑紫地区5市と筑紫医師会等関係機関と連携し、糖尿病から腎不全、人工透析への移行を防止することを目的に保健医療連携体制の構築に取り組んでいる。

平成30年度からは、「福岡県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を参考にしており、令和3年度に対象者の拡充を行い、かかりつけ医と専門施設間で使用する連絡票を作成、令和4年度から運用を開始している。

また、令和4年度に本事業の評価指標を関係機関と協議・決定した。

実施日	内 容	開催方法	関係団体
5月20日	筑紫ブロック保健師研究協議会に参加	集会	管内市
6月6日	今年度の事業実施について協力依頼及び打合せ	集会	医師
6月16日	筑紫医師会学術講演会（本事業周知の機会として） ・筑紫エリアにおける糖尿病等医療連携推進事業について ・DKD（糖尿病性腎臓病）重症化予防のために	集会	医師 医師以外の医療従事者
7月5日	腎臓専門医に、事業実施について協力依頼	集会	医師
9月16日	筑紫ブロック保健師研究協議会にて、事業実績の共有及び評価指標決定のための協議	集会	管内市
11月11日	筑紫ブロック保健師研究協議会にて、保健・医療連携会議の内容について打合せ	集会	管内市
11月28日	保健・医療連携会議の内容について打合せ	集会	医師
11月30日	保健・医療連携会議開催 1 協議事項 （1）令和3年度事業実績及び令和4年度実施状況について （2）本事業における課題等について 2 提案事項 （1）本事業における評価指標について （2）〔情報提供〕新規透析導入患者数について 3 今後の予定について	集会	医師会 管内市 保健所
2月10日	筑紫ブロック保健師研究協議会にて、課題の協議及び次年度の予定について打合せ	集会	管内市

2 歯科保健

歯科保健医療の環境整備をすすめるために歯科医師会、管内市との定例的な会議や人材育成に取り組んでいる。

（1）歯科保健医療連携事業

ア 筑紫地区歯科保健医療連絡協議会（非対面型オンライン開催）

実施日	場 所	参加者等	内容
4月19日 7月19日	非対面型オンライン開催	筑紫歯科医師会 福岡県歯科衛生士会 各市 保健所	休日急患歯科診療について 各保健事業計画等について

イ 食と健口づくりフェスタ（歯を守る集い）

新型コロナウイルス感染症の流行により中止。

ウ 地域保健関係職員等研修（歯科保健）※生活習慣病重症化予防研修会と合同開催。
市が実施する歯科保健事業について、その人材育成及び計画的な実施のために、地域の実情に応じた研修を実施するもの。非対面型オンライン開催と対面型開催を同時に実施した。

実施日	場 所	内 容	参加者数
12月22日	筑紫総合庁舎 3階第2会議室	説明「筑紫地区糖尿病等医療連携推進事業について」 講演I「糖尿病と歯科疾患の関係について」 講演II「糖尿病の病気の理解と重症化予防のための連携について」	31名

エ 歯周疾患予防推進事業

平成30年度まで福岡県歯科医師会委託事業であり、令和元年度より福岡県が実施主体として実施するもの。事業所を対象に、歯科保健指導による従業員の歯周病予防に対する意識を高め、定期検診の受診率の向上を図ることが目的である。

令和4年度は希望する事業所がなかったため実施なし。

3 母子保健

近年、少子化や核家族化の進行、地域連帯意識の希薄化、情報の氾濫など母子を取り巻く家庭環境、社会環境も大きく変化してきている。このような状況の中で、今後豊かで活力ある社会を築くためには、子どもを心身ともに健やかに生み育てることがますます重要な課題となっている。このため当所では相談事業をはじめとした支援を行っている。

(1) 乳幼児発達診査事業

乳幼児健診等で将来、精神・運動発達面において問題を残すおそれのある児を、早期に把握し、専門スタッフによる発達相談を行い、児の健全な発達を促すことを目的として実施する事業であるが、医療機関からの専門医師等の派遣ができないため現在、休止している。

(2) 訪問指導

生活の場である家庭を訪問し、支援の必要な妊産婦や乳幼児等の育児相談に早期から対応し、不安の軽減に努めるとともに、子どもが健全に成長できるように母親やその家族を支援している。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により、電話相談にて対応した。

(令和5年3月末現在)

電話相談件数	2件
--------	----

(3) 慢性疾病児童等療育相談支援事業

慢性的な疾病により長期にわたり療養を必要とする児童等について、適切な療育を確保するために、その疾病の状態及び療育の状況を把握するとともに、その状況に応じた適切な療育指導を行い、慢性疾病児童等の健全育成及び自立促進を行うことを目的に事業を実施している。

開催日	場 所	対象者	内 容	参加者数
10月18日	福岡県職員研修所	訪問看護 ステーション 市 相談支援 事業所	講演「医療的ケア児を地域で支えるために必要なこと」 講演「医療的ケアが必要な患児・家族の支援と実際～相談支援の立場から～」 グループワーク	17名
10月27日	筑紫保健福祉事務所	小児慢性 特定疾病 受給者証 更新対象 者の保護 者	個別相談会	3名

(4) 生涯を通じた女性の健康支援事業

女性は妊娠出産等女性特有の仕組みが備わっているため、そのライフステージにおいて女性ホルモンの影響を受け、様々な心身の悩みを抱えて過ごしている。このため生涯を通じた女性の健康保持増進を図ることを目的に、電話による専門相談を随時受けている。

(令和5年3月末現在)

電話相談件数	3件
--------	----

また、女性がそれぞれの健康状態に応じ健康管理ができることを目的に健康教育を開催している。

期日	内 容	対象者	参加者数
9月22日	講話 「いつまでも健康で美しく！」 ～香りの療法アロマセラピー～ 講師 アロマコーディネーター 森祥子氏	食生活改善推進員	25名

(5) ハイリスク妊産婦支援事業

ア 未熟児等保健・医療連携事業

必要に応じて、市町と連携を図りながら、主治医や保護者等と連絡調整のうえ、医療機関を訪問し、要支援妊産婦や乳児の退院後の育児支援を行っている。また、退院後は市町と連携し家庭訪問を行うなど、保護者の育児不安の軽減に努めている。

イ 妊娠期からのケア・サポート事業

妊娠中からリスクがある母親を把握し、産後うつ病を含めた育児等の不安を軽減することで、良好な母子関係の形成を促し、児童虐待を未然に防止することを目的としている。医療機関からの情報提供、または市からの要請に応じて連携して相談支援を行っている。

期日	内容	対象者	参加者数
2月28日	講話「助産所で行う産後ケア事業の現状と課題～求められる専門家の五感と技～」 講師 母乳と育児の相談室 iibasho (いばしょ) 助産師 発表 春日市・太宰府市・城野産婦人科・あまがせ産婦人科 グループワーク	市 産婦人科医療機関 開業助産師 精神科医療機関	28名

(6) 医療給付

入院治療を必要とする妊産婦に対し、早期に適切な療養を受けることで重症化を防ぐため、妊娠中毒症等療養援護費を支給している。(給付要件あり)

(令和5年3月末現在)

申請件数	0件
------	----

(7) 不妊に悩む方への特定治療支援事業

不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担を感じている夫婦に対し、治療を受けやすくすることを目的に費用の一部を助成している。令和2年4月に福岡県独自制度が開始し、更に令和3年1月に国の制度改正があり、大幅な制度の見直しが行われた。

(令和5年3月末現在)

申請件数	149件(うち男性不妊申請0件)
------	------------------

(8) 母子保健関係者会議

母子保健関係者の連絡調整のために、管内市との母子保健担当者会議を開催した。

期日	内容	参加者	参加者数
6月14日	福岡県及び当事務所の母子保健事業計画について 各市母子保健事業について 子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例について その他情報提供	各市母子保健担当者 児童相談所	12名

4 難病対策

平成26年5月23日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成27年1月1日から、指定難病（発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなる難病のうち、厚生労働大臣が指定するもの。）にかかっている方に対する新たな医療費助成制度が開始された。

なお、特定疾患治療研究事業は改正された「特定疾患治療研究事業実施要綱」に基づき、対象疾患を変更して実施している。

(1) 特定疾患治療研究事業

対象疾患及び管内における受給者証交付件数は、下記のとおり。

特定疾患医療受給者証所持者数 (令和5年3月末現在)

疾 患 名	人数
スモン	1
難治性の肝炎のうち劇症肝炎（※既認定者継続のみ対象）	1
重症急性膵炎（※既認定者継続のみ対象）	0
合 計	3

(2) 特定医療費（指定難病）支給

医療助成の対象となる指定難病は333疾病であったが、令和3年11月1日より6疾患追加され338疾患に拡大された。

管内の受給者証交付件数は下記のとおりである。（疾患群別に記載）

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数 (令和5年1月23日現在)

疾患群	疾患名	人数
血液系疾患	60 再生不良性貧血	32
	61 自己免疫性溶血液性貧血	2
	62 発作性夜間ヘモグロビン尿症	3
	63 特発性血小板減少性紫斑病	48
	64 血栓性血小板減少性紫斑病	0
	65 原発性免疫不全症候群	9
	109 非典型溶血性尿毒症症候群	1
	283 後天性赤芽球癆	1
	327 特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る)	0
	331 特発性中心性キャスルマン病	5
免疫系疾患	40 高安動脈炎	15
	41 巨細胞性動脈炎	4
	42 結節性多発動脈炎	3
	43 顕微鏡的多発血管炎	34
	44 多発血管炎性肉芽腫症	11
	45 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	16
	46 悪性関節リウマチ	8
	47 バージェャー病	6
	48 原発性抗リン脂質抗体症候群	3
	49 全身性エリテマトーデス	204

	50	皮膚筋炎／多発性筋炎	87	
	53	シェーグレン症候群	33	
	54	成人スチル病	17	
	55	再発性多発軟骨炎	6	
	56	ベーチェット病	48	
	107	若年性特発性関節炎	1	
	266	家族性地中海熱	4	
	300	IgG4 関連疾患	3	
	306	好酸球性副鼻腔炎	71	
内分泌系疾患	72	下垂体性 ADH 分泌異常症	11	106
	74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	9	
	75	クッシング病	2	
	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	25	
	78	下垂体前葉機能低下症	54	
	81	21-水酸化酵素欠損症	2	
	235	副甲状腺機能低下症	2	
	236	偽性副甲状腺機能低下症	1	
代謝系疾患	19	ライソゾーム病	7	42
	20	副腎白質ジストロフィー	0	
	21	ミトコンドリア病	4	
	28	全身性アミロイドーシス	21	
	79	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	2	
	171	ウイルソン病	1	
	240	フェニルケトン尿症	4	
	245	プロピオン酸血症	1	
	251	尿素サイクル異常症	1	
	257	肝型糖原病	1	
神経・筋疾患	1	球脊髄性筋萎縮症	6	1,047
	2	筋萎縮性側索硬化症	34	
	3	脊髄性筋萎縮症	1	
	4	原発性側索硬化症	2	
	5	進行性核上性麻痺	43	
	6	パーキンソン病	517	
	7	大脳皮質基底核変性症	16	
	8	ハンチントン病	1	
	10	シャルコー・マリー・トゥース病	3	
	11	重症筋無力症	54	
	13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	88	
	14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	14	
	15	封入体筋炎	4	
	17	多系統萎縮症	41	
	18	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）	85	
	22	もやもや病	93	
	23	プリオン病	3	

	24	亜急性硬化性全脳炎	1	
	26	H T L V - 1 関連脊髄症	11	
	30	遠位型ミオパチー	1	
	113	筋ジストロフィー	12	
	117	脊髄空洞症	5	
	120	遺伝性ジストニア	2	
	122	脳表へモジデリン沈着症	2	
	124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う遺伝性びまん性白質脳症	2	
	125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	1	
	127	前頭葉側頭葉変性症	2	
	130	先天性無痛無汗症	1	
	131	アレキサンダー病	0	
	133	メビウス症候群	1	
	141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	0	
	158	結節性硬化症	1	
視覚系疾患	90	網膜色素変性症	26	28
	301	黄斑ジストロフィー	1	
	302	レーベル遺伝性視神経症	1	
循環器系疾患	57	特発性拡張型心筋症	36	54
	58	肥大型心筋症	11	
	208	修正大血管転位症	1	
	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	1	
	215	ファロー四徴症	2	
	216	両大血管右室起始症	2	
	281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	1	
呼吸器系疾患	84	サルコイドーシス	52	155
	85	特発性間質性肺炎	75	
	86	肺動脈性肺高血圧症	14	
	88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	13	
	229	肺胞蛋白症	1	
消化器疾患	92	特発性門脈圧亢進症	1	805
	93	原発性胆汁性肝硬変	43	
	94	原発性硬化性胆管炎	2	
	95	自己免疫性肝炎	14	
	96	クローン病	249	
	97	潰瘍性大腸炎	488	
	98	好酸球性消化管疾患	4	
	99	慢性特発性偽性腸閉塞症	1	
	289	クローンカイト・カナダ症候群	1	
	294	先天性横隔膜ヘルニア	1	
	296	胆道閉鎖症	1	
皮膚・結合組織疾患	34	神経線維腫症	14	139
	35	天疱瘡	7	
	36	表皮水疱症	1	

	37	膿胞性乾癬	10	
	38	スティーブンス・ジョンソン症候群	1	
	51	全身性強皮症	70	
	52	混合性結合組織病	23	
	162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む）	9	
	163	特発性後天性全身性無汗症	2	
	166	弾性線維性仮性黄色腫	1	
	167	マルファン症候群	1	
骨・関節系疾患	68	黄色靭帯骨化症	10	168
	69	後縦靭帯骨化症	79	
	70	広範脊柱管狭窄症	19	
	71	特発性大腿骨頭壊死症	45	
	238	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	4	
	270	慢性再発性多発性骨髄炎	1	
	271	強直性脊椎炎	9	
	273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	1	
染色体・遺伝子疾患	165	肥厚性皮膚骨膜炎	1	2
	192	コケイン症候群	0	
	227	オスラー病	1	
腎・泌尿器系疾患	66	IgA 腎症	21	82
	67	多発性嚢胞腎	36	
	220	急速進行性糸球体腎炎	0	
	222	一次性ネフローゼ症候群	12	
	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1	
	224	紫斑病性腎炎	1	
	226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	11	
耳鼻科系疾患	305	遅発性内リンパ水腫	2	2
合計			3,305	3,305

(3) 在宅療養支援事業

筋萎縮性側索硬化症（以下「ALS」と略す）を中心とした重症神経難病患者等の在宅での質の高い生活を可能にするため、家庭訪問等の支援を行っている。また、災害時対応を含めた療養環境の整備や訪問看護ステーション、市をはじめとする関係機関の連携体制の構築、在宅ケアに従事する職員の資質向上を図り、相談や患者交流会の実施等にも取り組んでいる。

ア 家庭訪問

要支援難病患者やその家族が抱える日常生活上及び療養上の悩みについて、家庭訪問を行い相談・助言・指導を行っている。

(令和4年度)

期 間	対象者	内 容	件 数
4月～12月	要支援難病患者及びその家族	在宅療養上の相談及び医療福祉等についての情報提供等	延30件

イ 在宅療養支援計画策定・評価

家庭訪問等で把握した要支援難病患者の中でもより重症で、多職種による支援が必要な患者について、個々の実態に応じたきめ細かな支援を行うために支援計画の策定や評価を行っている。

(令和4年度)

個別事例会議				
回 数	場 所	対象者	内 容	出席者
2回	非対面型オンライン開催 患者自宅	在宅難病療養患者	在宅生活における課題を支援者で共有し、今後の支援方法を検討する。 (要介護認定更新に伴うサービス担当者会議)	患者・家族 ケアマネージャー 訪問看護ステーション ヘルパー事業所 当所

ウ 医療相談

電話相談（難病ホットライン）や来所相談、指定難病申請手続き時の相談、講演会・交流会時に患者や家族からの相談に応じている。

(令和5年1月末時点)

事業名	目 的	対象者	内容及び結果
電話相談 (難病ホットライン含む)	難病患者・家族、関係者の相談に応じる。	難病患者・家族、及び関係者	随時対応 延2,756件

(令和4年度)

事業名	目 的	対象者	内容及び結果
難病保健福祉相談	患者の療養上の不安の軽減を図るため、相談事業を実施する。	難病患者及び家族	特定疾患受給者証交付時や継続申請時等、随時来所相談を受けている。

エ 筑紫難病対策地域協議会

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、筑紫地区における難病対策のあり方や体制整備等について協議するため、平成27年度から開催している。

開催日	場 所	参加機関	内 容
2月2日	福岡県職員研修所	医師会 歯科医師会 薬剤師会 医療機関 筑紫地区介護支援専門員連絡協議会 訪問看護ステーション 社会福祉協議会 市 ハローワーク 福岡県難病医療連絡協議会	難病法改正について 令和4年度の取組 今後の取組

(4) 小児慢性特定疾病に関する支援

ア 小児慢性特定疾病医療費助成制度

従来、小児慢性特定疾患に罹患している18歳未満（必要時20歳到達前まで延長）の患児保護者に対し、「小児慢性特定疾患治療研究事業」を実施し、514疾患に対し医療費の負担軽減を図っていた。

平成26年度5月30日に「児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、児童福祉法の改正に従い、平成27年1月1日より新たに小児慢性特定疾病対策として対象疾病が拡大され、令和元年7月1日からは762疾病、令和3年11月1日より788疾病となっている。

イ 医療、療養相談

患者の家族等の不安や日常生や療養上の悩みなどについて、面接相談、電話相談を実施している。

(令和5年3月1日現在)

対 象 者	内 容	申請件数 (新規)	面接相談 件数	電話 相談 件数
18歳未満 (20歳到達前まで延長可)	医療費の公費負担 申請等について	78	635	529

ウ ピアカウンセリング

小児慢性特定疾病児の親等は、病気の不安や日常生活を送るうえでの悩みを抱えていることが多い。

福岡ブロックを実施単位として、専門スタッフによる助言・相談を行うことにより、親等の不安軽減に努め、ひいては小児慢性特定疾病児の日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図ることを目的に開催している。

実施月日	実施場所	参加対象者	内 容
12月26日	福岡県 吉塚合同庁舎	保護者4人 患児3人	I型糖尿病をもつ子ども と親の集い

エ 小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数 (令和4年10月1日現在)

疾患群 No	疾患群名	受給者数
0 1	悪性新生物	5 8
0 2	慢性腎疾患	4 0
0 3	慢性呼吸器疾患	1 5
0 4	慢性心疾患	5 3
0 5	内分泌疾患	1 1 5
0 6	膠原病	1 1
0 7	糖尿病	3 4
0 8	先天性代謝異常	1 2
0 9	血液疾患	1 1
1 0	免疫疾患	4
1 1	神経・筋疾患	4 6
1 2	慢性消化器	4 9
1 3	染色体・遺伝子	1 2
1 4	皮膚疾患	0
1 5	骨系統疾患	4
1 6	脈管系疾患	1
合計		4 6 5

オ レスパイト支援事業

小児在宅医療が推進されることを目的に、在宅で療養中の小児慢性特定疾病医療費助成事業を受けている患儿が、介護する家族の休養等で一時的に在宅での療養が困難になった場合に実施主体が委託している医療機関へ一時入院できるように支援する「小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業」を実施している。

(令和5年1月末現在)

対象者要件	承認者数 (申請者数)
<p>小児慢性特定疾病医療受給者証を持ち、次に掲げる要件を全て満たす方</p> <p>(1) 福岡県に住所を有する児童等</p> <p>(2) 医療受給者証において人工呼吸器等装着認定を受けている児童等、または医療受給者証において重症患者認定を受け、次のいずれかの状態にある児童等</p> <p>ア 呼吸器障害等により人工呼吸器を使用している</p> <p>イ 気管切開を行っている</p> <p>ウ 常時頻回の喀痰吸引を実施している(概ね1日に8回以上)</p> <p>(3) 介護者の疾病や疲労、またはきょうだい児の看護や学校事業等により、必要な療養上の介護等が受けられなくなり、在宅療養の継続が一時的に困難な状態にある児童等</p>	10人

5 原子爆弾被爆者援護事業

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者健康手帳等交付申請、一般疾病医療費支給申請、諸手当支給認定申請、一般疾病医療機関指定申請、年2回の定期健康診断等に関する事務を行っている。

(1) 被爆者手帳等所持者数 (令和4年10月末現在)

被爆者手帳	第一種健康診断 受診者証	第二種健康診断 受診者証
445	0	23

(2) 各種手当受給者数 (令和4年10月末現在)

医療特別手当	特別手当	健康管理手当	保健手当	介護手当	家族介護手当
24	11	383	16	0	2

(3) 原爆被爆者健康診断受診者数 (令和4年度)

一般検査	がん検査
105	61

6 肝炎インターフェロン治療費等助成制度

平成20年度からインターフェロン治療、平成22年度から核酸アナログ製剤治療、平成26年度からインターフェロンフリー治療に対する医療費の一部助成を行っている。

また、平成27年11月から肝炎ウイルス検査の結果が陽性者の方に対しては初回精密検査費用、肝炎ウイルスが原因の慢性肝炎・肝硬変・肝がんの方には定期検査費用の助成を行っている。これについては、平成29年度より自己負担額が減額となるなど一部改正された。

加えて、平成30年12月より、肝がん・重度肝硬変に伴う入院医療費についても、医療費の一部助成を行っており、令和3年4月より、外来医療費についても、医療費の一部助成の対象となった。

(1) 肝炎インターフェロン治療費助成制度 申請状況

年度	種別	申請件数	医療受給者証交付件数 (3月末交付分)	6ヶ月延長 申請件数
令和2	インターフェロン	50	48	0
	核酸アナログ新規	17	21	
	核酸アナログ更新	168	320	
令和3	インターフェロン	49	45	0
	核酸アナログ新規	33	25	
	核酸アナログ更新	302	297	
令和4	インターフェロン	26	32	0
	核酸アナログ新規	29	36	
	核酸アナログ更新	308	299	

(2) 初回精密検査費用及び定期検査費用助成制度 申請状況

年度	申請件数	
令和2	初回精密検査費用助成	4
	定期検査費用助成	54
令和3	初回精密検査費用助成	4
	定期検査費用助成	56
令和4	初回精密検査費用助成	1
	定期検査費用助成	41

(3) 肝がん・重度肝硬変の入院医療費助成制度 申請状況

年度	申請件数	
令和2	参加証交付申請	0
令和3	参加証交付申請	4
令和4	参加証交付申請	8

7 在宅医療推進事業

「誰もが安心して望む場所で療養できる地域づくり」を目指し、平成22年10月1日より「筑紫地域在宅医療支援センター」を設置し、在宅医療・介護の相談に対応するとともに、在宅療養を支援する体制の構築を図るための事業を実施している。

(1) 筑紫地域在宅医療推進協議会

医療・福祉・行政等の関係機関が連携して、在宅医療を希望する患者や家族等に対する地域在宅医療・介護体制の推進に関する事項についての協議を行っている。

開催日	場 所	参加機関	内 容
2月2日	福岡県職員研修所	医師会 歯科医師会 薬剤師会 地域医療支援病院 筑紫地区介護支援専門員連絡協議会 訪問看護ステーション市 筑紫医師会在宅医療・介護連携支援センター	筑紫地域における在宅医療の現状 福岡県小児等在宅医療に関する取組み 令和4年度の各所の取組 筑紫地域の課題と今後の取組

(2) 患者・家族向け総合相談及び医療従事者向け相談

随時、電話相談や来所相談に対応し、必要時は保健師等による家庭訪問を実施している。

(3) 研修会の開催

ア 訪問看護ステーションスキルアップ研修会

地域の特性に応じ、管内訪問看護ステーションに対し不足している知識やスキル向上を目的とした研修会の開催を行っている。

開催日	場 所	対象者	内 容	参加者数
10月18日	福岡県職員研修所	訪問看護ステーション市 相談支援事業所	講演「医療的ケア児を地域で支えるために必要なこと」 講演「医療的ケアが必要な患児・家族の支援と実際～相談支援の立場から～」 グループワーク	17名

イ 在宅医療推進従事者研修

地域の在宅療養に係る関係機関の支援者が、在宅療養支援体制の構築における解決課題について共通認識し、取り組むべき具体策について理解を深め技術の習得を図るため行っている。

開催日	場 所	対象者	内 容	参加者数
12月27日	非対面型オンライン開催	訪問看護ステーション市 相談支援事業所	講演「高齢者施設での看取り～医師の立場から～」 事例報告「自然死の看取りケア-穏やかで自然な最期を施設の介護力で支えよう-」 報告「令和3年度筑紫地域における施設看取り調査結果」	67名

ウ 訪問看護ステーション連絡会

訪問看護ステーション管理者の連携体制の強化及び訪問看護の資質の向上を図るとともに、筑紫地域在宅療養支援体制の構築における解決すべき課題について共通認識し、取り組むべき具体策について検討している。

日 時	内 容
5月30日	報告及びグループワーク「災害対策について」 (1) 地域で生活する難病患者の避難訓練について (2) グループワーク (3) あゆみの会について
10月18日	訪問看護ステーションスキルアップ研修会と同時開催

エ 訪問看護ステーション連絡会調整会議：

訪問看護ステーション連絡会の円滑な運営に向けて、訪問看護ステーション連絡会代表者による調整会議を7月と10月に開催した。

調整会議メンバー

筑紫地区代表訪問看護事業所代表者4名

筑紫地区訪問看護のつどい代表訪問看護事業所代表者2名

福岡県訪問看護ステーション連携強化事業受託訪問看護事業所代表者1名

オ 訪問看護ステーション連携強化事業 看護ケア情報について

対象事業所 52カ所（令和4年5月1日現在）

内 容 訪問看護ステーションの体制、対応可能な医療処置、対象者等の情報を把握し、ステーション間で共有することで、事業所間の連携を促し、24時間・365日対応体制の整備を促進することを目的に看護ケアに関する調査を実施した。

(4) 地域ケア会議及び助言者連絡会議

多職種による地域ケア会議は、地域包括ケア強化法の基に高齢者の自立・重度化防止の観点から重要性が増している。各市における会議の実態を把握し、市が抱える課題について助言・共有するため保健師、栄養士が参加している。

(令和5年3月末現在)

出席状況	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市
地域ケア会議	0回	1回	1回	0回	3回
助言者連絡会議	0回	0回	1回	0回	3回

(5) 普及啓発（県政出前講座）

住民が自分の望む場所で最期を迎えられることができるように体制づくりを目指す在宅医療推進の取組等を説明する市民向けの出前講座を行っている。

開催日	場所	対象者	内容	参加者数
11月8日	春日市ふれあい文化センター	「春日を学ぶ会」会員	講話「在宅医療のことを知っていますか？～望む場所で療養するために～」	16名

(6) 調査事業

筑紫地域の高齢者施設において施設看取りの実態をより詳しく把握し、今後の施設看取りの推進に繋げることを目的として、高齢者施設看取り調査を実施した。

調査時期	調査方法	配付及び回収方法	対象施設	回収率
10月	自記式アンケート調査	郵送配付、FAXにて回収	「令和3年度施設看取りに関する調査」において施設看取りの経験がある7施設	100%

(7) 在宅医療・介護連携推進事業

平成30年4月より県内各在宅医療支援センターに在宅医療・介護連携支援員を配置し、市町村との在宅医療・介護連携の推進を図るための事業を実施している。

ア 管内市と筑紫医師会、関係団体との連携会議への参画

- ① 筑紫地区在宅医療・介護連携推進検討会議に委員として年4回出席
- ② 筑紫野市地域包括ケア推進会議、在宅医療・介護連携部会に委員として年2回出席

イ 地域の医療介護連携の実態把握、課題の検討

- ① 筑紫医師会在宅医療介護連携支援センターとの情報交換・意見交換、個別相談会同席による現状・ニーズ把握
- ② 市との情報交換・意見交換（ヒアリング）による現状・ニーズ把握
- ③ 在宅医療・介護に関するデータの分析・提供

精神保健係

1 精神保健医療福祉

当所では、精神保健福祉センター・市・医療機関・社会福祉関係機関・社会復帰施設等を含めた地域社会との緊密な連絡協調のもとに、精神障がい者の早期治療の促進及び精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るとともに、地域住民の精神的健康の保持向上を図るための諸活動を行っている。

(1) 管内精神科病院の入院者数（精神科病院月報より：各年度3月末現在）（単位：人）

年度	管内病床数	措置入院者数	医療保護入院者数	任意入院者数	その他入院者数	入院者数
令和元	1,311	10	638	432	12	1,092
令和2	1,311	4	668	402	10	1,084
令和3	1,311	6	670	370	8	1,054
令和4	1,311	11	676	336	6	1,029

*その他は、応急入院者、他県の措置入院者、一般入院者（法以外者）鑑定留置等による入院者

(2) 精神障がい者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）

精神障がい者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあることを証する手段となることにより、交付を受けた者に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障がい者の社会復帰の促進と自立、社会参加の促進を図ることを目的とするものである。

また、通院による精神科医療を継続的に要する方に対しては、障がい者の日常生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく自立支援医療（精神通院）により、都道府県及び指定都市がその医療に関する費用の一部について、公費負担を行っている。なお、申請の受付は市町村が窓口となっている。

(3) 精神科病院実地指導

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、人権に配慮した適正な精神科医療の確保、精神障がい者の社会復帰・社会参加を促進する観点から、管内6か所の精神科病院に対して精神科病院実地指導を行っている。

(4) 申請・通報・届出等に関する対応

申請・通報受理件数（単位：件）（令和4年度）

内 訳	22条申請	23条通報	24条通報	25条通報	26条通報	26条の2届出	計
実件数	0	23	11	0	8	0	42

*診察及び保護の申請（法22条）、警察官の通報（法23条）

検察官の通報（法24条）、保護観察所の長の通報（法25条）

矯正施設の長の通報（法26条）、精神科病院の管理者の届出（法26条の2）

措置診察の実施状況

(単位：件) (令和4年度)

申請・通報 受理件数	措置診察 不要	措置診察の状況		緊急措置診察の状況		
		措置入院	措置入院 不要	緊急措置 診察実施	左のうち 緊急措置入院	左のうち 措置入院
42	21	8	1	12	10	9

(5) 入院患者の現地診察

措置入院者及び医療保護入院者の病状を把握するとともに適正な入院形態や人権を尊重した処遇を確保するために、県知事が指定する精神保健指定医による現地診察を実施している。新規措置入院者の入院後3ヶ月経過時(随時)や管内精神科病院実地指導時(年1回)に実施している。

令和4年度現地診察実施状況

(単位：件)

措置入院者	医療保護入院者	任意入院者	計
10	20	1	31

(6) 精神保健福祉相談

本人だけでなく家族や関係者からの多様な相談に対して、毎週水曜日に専門医師による精神保健福祉相談を行っている。同時に、思春期やアルコール問題についても定例相談を実施している。また、日常的に保健師による電話・来所相談も行っている。

ア 市町別 相談件数 (定例相談、定例外相談の来所者・訪問・電話相談)

(単位：件)

年度	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市	管外・不明	計
令和元	447	485	360	439	135	213	2,079
令和2	230	446	389	122	40	206	1,433
令和3	292	363	358	92	31	149	1,285
令和4	117	142	224	217	41	166	907

令和4年度の電話相談は748件、来所相談は159件であった。

電話相談は、問題解決の糸口として大きな役割を果たしていると考えられる。

イ 分類別 相談件数 (定例相談、定例外相談の来所者)

(単位：件)

年度	一般相談	老人精神	アルコール	思春期	その他	計
令和元	123	1	46	18	32	220
令和2	49	0	31	8	19	107
令和3	59	1	31	18	44	153
令和4	103	0	36	12	8	159

令和4年度の定例相談は38件、定例日以外の来所相談は121件であった。

(7) 訪問指導

生活の場である家庭等を訪問し、治療継続支援等を行いながら、対象者や家族が地域生活を維持できるよう、関係機関等と連携し対応している。

訪問指導件数 (単位：件) (令和4年度)

区分	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市	管外	計
実数	11	11	13	17	9	0	61
延数	49	62	27	35	23	0	196

2 精神障がい者社会復帰促進事業

保健・医療・福祉等の関係機関が連携して精神障がい者に対する充実した支援体制を構築するとともに、地域で安定した生活を希望する精神障がい者への障がい福祉サービスの提供を関係機関が協力して行うことにより、精神障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。

(1) 事業内容

ア 精神障がい者地域支援関係機関会議

(管内行政機関) 3回実施

開催日	場 所	参加者	内 容
7月22日	筑紫総合庁舎 第2会議室	管内5市 障がい福祉係健康推進係 担当者及び係長 計18名	精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた協議
11月18日			
2月20日			

(管内関係機関) 1回実施

開催日	方法	参加者	内 容
10月25日	Web 開催	病院 (精神保健福祉士等) 相談支援事業所 訪問看護ステーション 社会福祉協議会 市(事務・保健師) 計30名	テーマ1 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとデータから見る筑紫地区の精神医療の現状」 テーマ2 「筑紫地区の措置入院者の退院後支援計画」

イ 自立支援協議会(市の福祉部門)への参画

筑紫地区地域自立支援協議会の全体会、連絡会、各市ネットワーク会議、地域連携部会に出席している。

ウ 就労支援

個別支援の中で、就労や就労のための訓練を希望する相談者に対し、ハローワークや障がい者就業・生活支援センターちくしの紹介等を行っている。

エ ケース会議及びサービス調整等に関する会議

困難事例等について、当所主催でケース会議を行っている。また、市の障がい福祉関係機関会議（自立支援協議会）、生活困窮者自立支援事業支援調整会議・要保護児童対策協議会実務者会議、病院主催のケース会議や医療観察法のケア会議等に参加し、支援を行った。

（令和4年度）

会議開催状況	支援対象者数		開催回数
	実人数	延人数	
ケース会議（当所主催）	8	8	8
医療観察法ケア会議	7	28	28
その他関係機関主催支援会議	11	13	13
計	26	49	49

3 精神障がい者地域定着推進事業

（1）処遇プラン普及事業

再発がしやすい精神疾患の特性から服薬などの自己管理が困難である精神障がいのある方が、地域生活を継続できるよう、支援機関が病状悪化時の対応等について情報共有し支援するため「精神障がい者地域定着推進事業処遇プラン事例集」を、平成28年11月に県が作成した。今後は支援機関に対し処遇プランの普及に努める。

（2）こころの健康手帳活用事業

精神障がい者が主体的に安定した地域生活を継続でき、精神障がい者自らが今後の目標を持ち、希望する支援が受けられることを目的として「こころの健康手帳」を平成28年11月に県が作成した。筑紫地区においては、筑紫地区地域自立支援協議会地域連携部会が作成している「私らしい暮らしの手帳」を先行して普及しているため、対象者の希望にあわせて「こころの健康手帳」と「私らしい暮らしの手帳」を対象者が選択できるよう普及に努めている。

4 精神障がい者訪問指導体制強化事業

保健師の訪問活動等を通して、医療機関受診が困難である等、精神科医の判断が必要と考えられる者に対して、精神科医が同行訪問し、専門的見地から本人・家族に助言を行うものである。今年度の実施事例はなかった。

5 精神障がいのある人の退院後支援

平成30年3月に厚生労働省から発出された「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」に基づき、福岡県では平成30年9月に「精神障がいのある人の退院後支援に関する福岡県事務処理要領」を定めて運用している。

(1) 実施内容

原則、措置入院者（緊急措置入院を含む）のうち、退院後支援に関する計画に基づく支援を受けることに同意した者を保健所長の判断により対象とし、「退院後支援に関する計画」を作成する（以下、「計画」とする）。「計画」は、原則、支援対象者の退院後の帰住先保健所が主体となって作成し、支援期間は原則6ヶ月である。

「計画」は措置入院者が退院後の地域生活を送る上で必要な支援を適切かつ円滑に受けることができるようにするため、自治体で作成する計画であり、本人のニーズに応じて必要な退院後の医療、障がい福祉サービス、介護その他の支援を調整し、計画を作成するもので、作成にあたっては、原則として、医療その他の支援関係者が参加する会議を開催する。

作成した「計画」は本人及び支援関係者に交付及び通知し、支援関係者で「計画」に基づいた支援を実施する。

(2) 実施状況

(令和4年度)

内 容	人 数
措置入院者数（緊急措置入院のみを含む）（※）	22人
計画作成に同意するかどうか本人に確認を行った人数（※）	17人
計画作成に同意が得られた人数	6人
計画交付済みの人数	7人
計画作成中的人数	0人
計画に基づく支援を終了した人数	9人

※他保健所取扱い含む

6 自殺対策事業

福岡県では、平成24年以降自殺者数は連続して減少、その後横ばいであったが、令和2年に増加に転じた。筑紫管内も同様の傾向にあり、筑紫地区の関係機関が効果的に連携し、地域住民のこころの健康維持・向上を図るため自殺対策事業を実施している。

(1) 人材養成

ア ゲートキーパーセミナー

実施日	場所	参加者	内 容
12月22日	筑紫看護高等専修学校	筑紫看護高等専修学校 学生29名	自殺対策 ゲートキーパーに ついて
1月16日	大野城市役所	大野城市養護教諭部会 18名	SOSの出し方 に関する教育 ～多様な依存先の 確保～

イ 福岡県自殺未遂者支援研修

福岡ブロック内の保健所（筑紫・糸島・粕屋）において輪番で開催している。令和3年度は当所が担当保健所として開催。令和4年度は、糸島保健福祉事務所が担当し下記の通り開催した。

実施日	場 所	参加者	テーマ	講 師
11月21日	WEB開催	行政職員、病院職員、 訪問看護ステーション職員等 37名	「自殺未遂者支援のための連携と対応の実際」	福岡大学医学部精神科医学教室 講師 衛藤暢明氏

(2) 普及啓発の強化

ア 庁舎内ロビーにおける啓発

令和4年9月10日～16日の自殺予防週間及び令和5年3月の自殺対策強化月間において、当庁舎ロビーにポスター・チラシ・ウェットティッシュなどを設置し、啓発を実施した。

イ 管内5大学へのヒアリング及び啓発の依頼

日時：令和5年2月、3月（自殺対策強化月間に合わせ実施）

対象：筑紫女学園大学、九州情報大学（太宰府キャンパス）、福岡女子短期大学、日本経済大学（福岡キャンパス）、九州大学（筑紫キャンパス）

内容：5大学に、こころの相談窓口の設置状況や相談対応状況等についてヒアリングを実施するとともに、大学内における自殺予防にかかる啓発を依頼した。

(3) 地域での自殺対策の協議

ア 筑紫地区自殺対策関係機関連絡会議の開催

精神保健福祉部会と同時開催しているが、今年度は感染拡大防止のため、書面開催とした。

実施日	場 所	参加者	内容
9月9日	書面開催	筑紫保健所運営協議会 精神保健福祉部会委員	令和3年度事業報告について 令和4年度重点事業について（自殺対策について） 自殺者数等統計

イ 実務担当者会議の開催

各市自殺対策担当者間で、意見交換や情報共有を行い、連携を図ることを目的として、実務担当者会議を開催している。

実施日	場 所	参加者	内容
12月19日	筑紫総合庁舎 第3会議室	管内5市 自殺対策担当者	令和3年度ハイリスク者支援に関する調査結果について 今後の自殺対策計画改定について 情報提供

7 アルコール等依存症対策事業

市や関係団体と協力し、依存症患者及び家族の相談や支援を行うと共に、適正飲酒とアルコール依存症についての知識の普及に努めている。

(1) アルコール出前講座

開催日	場 所	参加者	内 容
12月22日	筑紫高等看護専修学校	29名	講演 適正飲酒について

(2) 自助グループの定例会等への参加

各団体の定例会等へ参加し、活動の情報交換を実施している。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、数年間積極的な定例会への参加ができていない状況であった。令和4年度、5年度に当所近隣にある自助グループの定例会等に参加し、ヒアリング等を行うこととした。

自助グループ支援（ヒアリング・参加日時順）

自助グループ名	実施日	場 所	内 容
GAちくし	11月29日	筑紫生涯学習センター	例会参加
筑紫断酒友の会	12月3日	筑紫生涯学習センター	例会参加
高宮AA	12月14日	カトリック高宮教会	例会参加
ギャマノンちくし	12月21日	筑紫生涯学習センター	例会参加

(3) 中小企業への減酒支援（飲酒行動改善促進事業）

福岡県アルコール健康障がい対策推進計画において産業医のいない事業所に対し保健指導を行うこととしている。当所では、管内中小企業を対象に、アルコール依存症に関する正しい知識の普及啓発等について健康教育を実施している。

今年度は、春日警察署、筑紫野警察署に協力依頼を行い、交通講話とともに健康教育を下記の通り実施した。

実施日	場 所	対象事業所	講話内容	講 師
6月24日	春日市	キャノンメディカルシステムズ	アルコールの健康障害 アルコール依存症 適正飲酒	当所 保健師

(4) アルコール依存症に関する講話

アルコールに関する正しい知識の普及啓発、アルコールに関する問題を有する者に対する支援体制の整備等のため、アルコール依存症講習会を実施している。

実施日	場 所	参加者	テーマ	講 師
11月17日	筑紫野市生涯学習センター	行政職員、相談支援事業所、病院職員等 35名	「アルコール依存症患者の支援について」	精神医療センター太宰府病院 精神保健福祉士 山口 亮佑 氏

(5) 適正飲酒指導（知事が指定する方法による飲酒行動に関する指導）

平成24年3月に「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」が制定され、3年後の見直しとして平成27年3月に条例が改正されたことにより、飲酒運転対策がさらに強化された。改正内容として、平成27年9月21日以降に、初回の飲酒運転違反者として検挙された者は、受診義務として「指定医療機関による診察」もしくは「知事が指定する方法による飲酒行動に関する指導（適正飲酒指導）」を受ける義務が課せられた。目的は、初回の飲酒運転違反者を対象に「適正飲酒指導」を実施し、飲酒行動の問題に気づかせ、アルコール健康障害についての知識を提供することにより、再犯の防止を促すと共に、アルコール健康障害の予防及び早期発見に資する機会とするものである。

開設日	令和4年度来所者数	居住地	医療機関紹介者
毎月第3木曜日 10:00~12:00	27名	管内 18名 管外 9名	1名

8 普及啓発活動

地域住民のこころの健康づくりの推進や、精神障がい者への理解を深め偏見をなくし、共に生活できる地域づくりを目的として講演会を開催している。

(1) 精神保健福祉講座（当所主催）

年月日	場 所	参加者	テーマ	講 師
8月23日	クローバープラザ	一般住民 関係機関関係者等 42名	「コロナ禍における 不登校・ひきこもり について」	久留米大学 文学部社会福祉学科 門田 光司 教授

(2) 精神保健福祉講演会（市と共催）

年月日	場 所	参加者	テーマ	講 師
12月1日	那珂川市 福祉センター	一般住民等 21名	「ひきこもりについ での基本的な理解」 ～まずは知ることか ら始めよう～	福岡県精神保健福祉 センター（ひきこも り地域支援センター）
3月17日	プラム・カル コア太宰府	民生委員・児 童委員等 104名	「精神障がいへの理 解を深める」	一般社団法人えのき 舎代表理事 大山 和宏 氏

9 精神障がい者等援助事業

(1) 精神障がい者家族会支援

精神障がい者家族会の支援として、定例会に参加し必要に応じて助言を行っている。令和4年度、家族会主催で実施する「精神保健福祉家族講座」は、感染拡大防止のため実施せず。

(2) 高次脳機能障害支援事業

保健医療介護部健康増進課において、高次脳機能障害に関する相談支援体制の充実や関係者による連携会議、研修会等に取り組んでおり、当所は研修会等に参加し、支援体制を整えている。

保健衛生課

食品衛生係

1 食品衛生

食品衛生法、福岡県食品衛生法施行条例及び福岡県ふぐ取扱条例に基づき、飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止するため、食品営業関係施設や学校、病院等の集団給食施設の監視指導、食品及び食品添加物の収去検査業務等を行っている。

営業許可・届出施設数は下記（１）のとおり（※）で、営業者に対する食中毒予防講習会のほか食品衛生責任者等に対する講習会を実施し、食品衛生に関する知識の普及に努めている。

また、食品衛生広域専門監視班設置運営要綱により、平成９年４月から当所に食品衛生広域専門監視班（以下「広域専門監視班」という。）が設置され、筑紫、粕屋、糸島、宗像・遠賀保健福祉（環境）事務所管内にある同要綱で規定された特定業種及び流通拠点等（下記（８）（※））の監視指導等の業務を行っている。

さらに、平成２９年４月１日施行された福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例に基づき、食品の安全・安心の確保に努めている。

一方、筑紫食品衛生協会の育成指導を行い、特に協会の食品衛生指導員による施設の衛生指導等、自主衛生管理体制の確立を推進し食品の安全確保に努めている。

なお、消費者に対して食品の安全性等に関する正しい情報を伝えるため、講習会の開催やパンフレット・市町広報紙等を積極的に利用するなど啓発活動を実施している。

※ 平成３０年６月１３日に公布された「食品衛生法の一部を改正する法律」により食品の営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設が行われた。改正法施行前に許可を受けている営業者や届出対象の区分の営業を行っている営業者へは、新たな制度の許可の取得等について経過措置が設けられているため、現在は一時的に、法改正前・後両方の区分の営業者が存在している。

（１）市町村別の許可・届出施設数（特殊形態営業は除く）

<食品衛生法改正前の区分による許可施設数>

（令和４年度末現在）

区 分	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市	合 計
飲食店営業	507	412	392	288	215	1,814
喫茶店営業	9	0	0	0	0	9
菓子製造業	49	41	49	67	31	237
あん類製造業	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類製造業	2	0	0	1	1	4
乳処理業	0	0	0	1	0	1
乳製品製造業	1	0	1	0	1	3
食肉販売業	20	20	22	13	9	84
食肉処理業	4	0	5	6	5	20
食肉製品製造業	0	0	1	0	1	2
魚介類販売業	15	19	12	8	10	64
魚介類競り売り営業	0	0	0	0	0	0
魚肉ねり製品製造業	0	0	0	0	0	0
食品の冷凍冷蔵業	2	3	9	7	7	28
清涼飲料水製造業	0	0	0	0	1	1
氷雪製造業	0	0	0	0	0	0

みそ製造業	3	1	0	1	0	5
しょうゆ製造業	0	0	0	1	1	2
ソース類製造業	0	0	0	0	0	0
酒類製造業	0	0	0	0	0	0
豆腐製造業	1	0	0	1	1	3
納豆製造業	0	0	0	1	0	1
乳酸菌飲料製造業	1	0	1	1	0	3
めん類製造業	4	3	7	3	1	18
そうざい製造業	10	7	6	9	15	47
かん詰びん詰食品製造業	2	1	2	0	0	5
添加物製造業	0	0	0	0	1	1
食用油脂製造業	1	0	0	0	1	2
計	631	507	507	408	301	2,354

<食品衛生法改正後の区分による許可・届出施設数> (令和4年度末現在)

区 分	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市	合 計	
許 可	飲食店営業	305	233	163	151	124	976
	調理の機能を有する自動販売機	1	0	1	0	0	2
	食肉販売業	13	10	10	7	8	48
	魚介類販売業	16	7	2	5	6	36
	魚介類競り売り営業	0	0	0	0	0	0
	集乳業	0	0	0	0	0	0
	乳処理業	0	0	0	0	0	0
	特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0	0
	食肉処理業	2	1	2	2	1	8
	食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0
	菓子製造業	55	45	36	43	34	213
	アイスクリーム類製造業	1	1	0	1	1	4
	乳製品製造業	0	0	0	0	0	0
	清涼飲料水製造業	1	0	0	0	1	2
	食肉製品製造業	0	0	0	1	0	1
	水産製品製造業	1	0	3	1	1	6
	氷雪製造業	0	0	0	0	0	0
	液卵製造業	1	0	0	0	0	1
	食用油脂製造業	1	0	1	0	0	2
	みそ又はしょうゆ製造業	5	1	0	1	0	7
	酒類製造業	1	0	0	1	0	2
	豆腐製造業	0	0	0	0	0	0
	納豆製造業	0	0	0	0	0	0
	麺類製造業	2	0	1	0	3	6
	そうざい製造業	19	11	17	10	13	70
	複合型そうざい製造業	0	0	0	0	0	0
	冷凍食品製造業	5	0	8	1	2	16
	複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0	0
	漬物製造業	5	1	3	1	1	11

	密封包装食品製造業	3	1	1	0	0	5
	食品の小分け業	4	1	0	3	1	9
	添加物製造業	0	0	0	0	0	0
	小計	441	312	248	228	196	1,425
届出	販売業	566	407	387	329	202	1,891
	製造・加工業	18	15	21	14	9	77
	集団給食施設	29	22	24	33	28	136
	その他	8	0	8	1	2	19
	小計	621	444	440	377	241	2,123
計		1,062	756	688	605	437	3,548

(2) 新規・更新許可等件数 (令和4年度)

区 分	許可 (法)		届出 (法)	合 計
	新 規	更 新	新 規	
件 数	943	0	398	1,341

※ 法改正前の許可の有効期間が満了した施設が継続して営業する場合、改正後の新制度による許可を取得する必要があるため、当該件数は更新ではなく新規に計上している。

(3) 講習会・衛生教育実施状況 (令和4年度)

区 分	食中毒予防講習会	衛生教育	合 計
実施回数	5	10	15
参加人員	382	236	618

(4) 食中毒発生状況

令和4年の福岡県における食中毒の発生状況は発生件数81件、患者数393名（うち死者0名）である。

当所管内での発生状況は発生件数2件、患者数2名である。

(5) 食品苦情 (令和4年度)

区 分	有症苦情	異物混入	異臭・腐敗・カビ	その他	合 計
件 数	43	22	6	44	115

※ 表中区分に対応する営業者からの報告等についても計上。

(6) 食品の収去検査状況（検体数） (令和4年度)

食 品 種 類	筑 紫	専門監視班	合 計	不 適 数
そうざい	72	24	96	3
弁当類	14	8	22	5
魚介類及びその加工品	5	43	48	0
肉、卵類及びその加工品	3	43	46	0
乳及び乳製品等	0	13	13	0
乳類加工品	0	6	6	0
アイスクリーム類、氷菓	3	25	28	0
めん類	11	2	13	0
野菜類及びその加工品	19	6	25	0
菓子類	6	23	29	2

清涼飲料水	0	13	13	0
酒精飲料	0	0	0	0
氷雪	0	0	0	0
水	0	4	4	0
容器包装詰加圧加熱殺菌食品	0	0	0	0
かん、びん詰め食品	0	0	0	0
冷凍食品	4	25	29	0
その他の食品	0	0	0	0
洗浄剤	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	137	235	372	10

不適数：成分規格不適合及び福岡県食品衛生成分規格指導基準不適合の合計

(7) 広域専門監視班監視対象施設数

<食品衛生法改正前の区分による施設数>

(令和4年度末現在)

業種・種類		筑紫	粕屋	糸島	宗像・遠賀	合計
特 定 業 種	乳処理業	1	0	2	0	3
	特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0
	乳製品製造業	3	0	3	1	7
	魚肉練り製品製造業	0	2	4	4	10
	缶詰、瓶詰食品製造業	5	4	0	3	12
	あん類製造業	0	0	0	2	2
	アイスクリーム類製造業	5	3	4	2	14
	食肉製品製造業	2	7	6	2	17
	乳酸菌飲料製造業	3	0	1	0	4
	食用油脂製造業	2	3	1	1	7
	マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0	0
	添加物製造業	1	3	0	1	5
	食品の放射線照射業	0	0	0	0	0
	清涼飲料水製造業	1	5	4	1	11
	飲食店営業（大量調理施設）	0	9	0	2	11
	菓子（パンを含む）製造業（卸）	6	8	4	6	24
	食品の冷凍又は冷蔵業	6	15	7	4	32
	食肉処理業	2	6	2	1	11
	みそ製造業	0	0	0	0	0
	醤油製造業	0	1	1	0	2
	ソース類製造業	0	2	1	0	3
	酒類製造業	0	0	0	0	0
	豆腐製造業	0	0	0	0	0
	納豆製造業	0	0	0	0	0
	めん類製造業	1	1	0	0	2
	そうざい製造業	12	35	5	10	62
	氷雪製造業	0	0	0	0	0
その他	0	12	3	3	18	
合 計		50	116	48	43	257

<食品衛生法改正後の区分による施設数>

(令和4年度末現在)

業種・種類		筑紫	粕屋	糸島	宗像・遠賀	合計
特定業種	乳処理業	0	0	0	0	0
	特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0
	食品の放射線照射業	0	0	0	0	0
	菓子製造業（卸又はあん類製造）	12	8	2	3	25
	アイスクリーム類製造業	3	1	2	3	9
	乳製品製造業	0	2	1	0	3
	清涼飲料水製造業	2	1	3	1	7
	食肉製品製造業	1	4	2	2	9
	水産製品製造業	6	11	8	39	64
	食用油脂製造業	2	1	0	2	5
	そうざい製造業（卸）	8	11	5	3	27
	密封包装食品製造業	5	8	8	5	26
	添加物製造業	0	4	0	0	4
	大規模事業場	1	11	4	5	21
	複合型そうざい製造業	0	0	0	0	0
	複合型冷凍食品製造業	0	1	0	0	1
その他	1	13	6	3	23	
流通拠点等	水産物市場	0	0	0	1	1
	青果物市場	0	0	0	1	1
	大規模小売店舗	14	10	1	7	32
	集積センター	1	5	0	2	8
合 計		56	91	42	77	266

(8) 広域専門監視班監視件数

(令和4年度)

業 種 区 分	筑 紫	粕 屋	糸 島	宗像・遠賀	計
許可業種	104	248	113	108	573
流通拠点等	23	8	1	6	38
その他の業種	3	21	8	8	40
合 計	130	277	122	122	651

(9) 総合衛生管理製造過程承認状況

(令和4年度末現在)

種 別		筑 紫	粕 屋	糸 島	宗像・遠賀	計
食肉製品	施設数		1			1
	承認件数		1			1
合 計	施設数		1			1
	承認件数		1			1

承認食品	食肉製品	加熱食肉製品（包装後加熱・加熱後包装）
------	------	---------------------

生活衛生係

1 動物管理

狂犬病予防法は、狂犬病の発生を予防し、もって公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする。当所では管内各市の協力のもと、放し飼い等不適切な飼養者に対する計画的な巡回指導及び野犬の捕獲を行い、狂犬病の予防並びに咬傷事故等の発生防止に努めている。

また、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、やむを得ず飼えなくなった犬・猫の引き取りを行っている。

その他、管内市、地元獣医師会及び動物愛護推進員と協力し、「犬・猫の正しい飼い方の啓発」や「動物愛護教室」を開催するなどの動物愛護推進事業を行っている。

(1) 畜犬登録及び狂犬病予防注射頭数

年度 市名	令和2		令和3		令和4	
	登録数	注射数	登録数	注射数	登録数	注射数
筑紫野市	4,897 (523)	3,430	4,663 (460)	3,594	4,668 (413)	3,504
春日市	4,372 (426)	3,153	4,397 (468)	3,157	4,477 (555)	3,296
大野城市	4,189 (415)	2,779	4,006 (384)	2,905	4,017 (397)	2,709
太宰府市	3,338 (256)	2,313	3,330 (279)	2,400	3,349 (233)	2,335
那珂川市	2,510 (215)	1,740	2,474 (239)	1,857	2,446 (193)	1,914
計	19,306 (1,835)	13,415	18,870 (1,830)	13,913	18,870 (1,791)	13,758

()内は新規登録

(2) 捕獲犬頭数及び返還犬頭数

年度 市名	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
筑紫野市	3 (3)	5 (1)	3 (1)	5 (5)	2 (1)
春日市	9 (8)	4 (4)	2 (1)	1 (1)	2 (2)
大野城市	6 (1)	8 (8)	0 (0)	4 (2)	3 (3)
太宰府市	3 (2)	7 (7)	2 (2)	2 (2)	2 (2)
那珂川市	9 (2)	0 (0)	1 (0)	4 (3)	2 (1)
計	30 (16)	24 (20)	8 (4)	16 (13)	11 (9)

()内は返還犬頭数

(3) 被咬傷者数及び咬傷犬頭数

年度 市名	平成 30		令和元		令和 2		令和 3		令和 4	
	筑紫野市	1	(1)	4	(4)	1	(1)	3	(3)	2
春日市	1	(1)	1	(1)	1	(1)	5	(5)	2	(2)
大野城市	4	(3)	1	(2)	4	(4)	3	(3)	1	(3)
太宰府市	1	(2)	0	(0)	4	(4)	5	(5)	1	(1)
那珂川市	4	(4)	4	(4)	2	(2)	1	(1)	3	(3)
計	11	(11)	10	(11)	12	(12)	17	(17)	9	(11)

()内は咬傷犬頭数

(4) 飼えなくなった犬・猫の引取頭数 (法第 35 条第 1 項)

年度 市名	平成 30		令和元		令和 2		令和 3		令和 4	
	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫
筑紫野市	18	3	0	0	0	0	0	0	0	0
春日市	6	1	12	2	0	0	0	0	1	0
大野城市	2	5	3	7	0	0	0	0	0	1
太宰府市	2	0	1	0	4	1	0	3	0	0
那珂川市	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
計	28	10	16	9	4	1	0	4	1	1

(5) 所有者不明(警察署等からの引取り)の犬・猫の頭数 (法第 35 条第 3 項)

年度 市名	平成 30		令和元		令和 2		令和 3		令和 4	
	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫
筑紫野市	7	14	8	15	3	1	4	4	6	2
春日市	8	29	2	17	7	1	1	0	3	5
大野城市	7	20	3	7	7	15	10	1	6	1
太宰府市	4	13	13	7	2	6	3	11	4	1
那珂川市	10	15	8	6	4	5	2	4	2	0
管外	1	4	0	5	0	0	0	0	0	0
計	37	95	34	57	23	28	20	20	21	9
	(20)	(3)	(24)	(2)	(16)	(0)	(13)	(1)	(12)	(0)

()内は返還頭数

(6) 負傷犬・猫の収容頭数

年度 市名	平成 30		令和元		令和 2		令和 3		令和 4	
	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫
筑紫野市	2	3	4	3	0	4	1	7	1	3
春日市	2	8	0	5	2	6	1	7	0	3
大野城市	2	9	0	9	1	13	1	6	1	5
太宰府市	5	5	3	6	1	4	1	1	0	1
那珂川市	0	3	1	5	3	6	0	5	0	3
計	11 (8)	28 (0)	8 (5)	28 (1)	7 (4)	33 (1)	4 (3)	26 (1)	2 (2)	15 (1)

()内は返還頭数

(7) 実施した愛護事業

事業	回数等	開催場所等
動物愛護フェスティバル	1回	だざいふ遊園地
老犬セミナー	1回	太宰府市
動物愛護教室	1回	春日小学校
かすがっ子ワイワイまつり	1回	春日小学校
春日市環境フェア	1回	春日市
犬のしつけ方教室	1回	那珂川市

2 環境衛生

当所管内は、福岡市のベッドタウンとして都市化が進展しており、それに伴い生活様式や住民ニーズが多様化してきていることから、環境衛生関係の営業施設に対し、公衆衛生の向上と公共の福祉に適合させることを目的に、監視指導等を実施している。

(1) 環境衛生関係営業施設に対する指導

旅館、公衆浴場、興行場、理容所、美容所及びクリーニング所等の許可確認並びに届出の受理を行うとともに、衛生に関する監視指導を実施している。

環境衛生関係営業施設数

(令和5年3月末現在)

業種	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市	計
興行場	13	4	9	1	2	29
公衆浴場	15	7	7	6	6	41
旅館	19	7	8	8	7	49
理容所	61	92	60	37	35	285
美容所	178	189	173	85	68	693
クリーニング所	51	89	73	46	29	288
特定建物	24	23	20	18	4	89
プール	0	6	6	3	2	17
計	361	417	356	204	153	1,491

(2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律関係

延床面積が3,000 m²以上の「特定建築物」(用途が学校の場合は8,000 m²以上)の届出を受理するとともに、衛生的維持管理についての管理指導を実施している。

また、建築物の衛生管理を行う業の知事への登録申請について審査等を行うとともに、監視指導を実施している。(本登録制度は昭和56年度から開始された。)

ア 特定建築物の届出

(令和5年3月末現在)

業種	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市	計
興行場	0	0	0	0	0	0
百貨店	6	2	3	1	0	12
集会所	3	1	1	3	1	9
図書館・博物館・美術館	0	0	1	2	0	3
遊技場	1	1	2	0	0	4
店舗	7	8	6	3	1	25
事務所	5	10	5	3	2	25
学校	0	1	1	5	0	7
旅館	2	0	1	1	0	4
計	24	23	20	18	4	89

イ ビル管理業務登録数

業種 \ 年度	令和 2	令和 3	令和 4
建築物清掃業	8	8	8
建築物空気環境測定業	2	2	3
建築物飲料水水質検査業	1	1	1
建築物飲料水貯水槽清掃業	18	18	17
建築物配水管清掃業	3	3	3
建築物ねずみ昆虫等防除業	6	6	7
建築物環境衛生一般管理業	0	0	0
計	38	38	39

(3) 水道施設の概況

水道法に基づき、専用水道及び簡易専用水道については、安全な飲料水の確保のため、水質検査の実施や水道施設の維持管理の徹底等を指導している。

また、福岡県飲用井戸等衛生対策実施要領に基づき、小規模貯水槽水道や飲用井戸等の相談について、指導助言を行っている。

なお、市における水道関係事務については、平成25年4月1日をもって県から市に権限を委譲した。

感染症係

1 結核対策

当所では、結核対策の一環として、結核患者の管理、結核医療費の公費負担手続き、接触者の健康診断等を実施している。特に、結核患者の管理については、本人との面接を通じ、直接服薬確認療法の取り組みを強化し、治療完遂を徹底することとしている。

(1) 結核患者の発生状況

結核の発生状況については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）に基づく医師からの届出、結核医療費の公費負担申請等によって把握している。

結核登録者及び新登録患者数

区分	年	各年 10 月 1 日	登録患者数	新規登録患者数※1	全結核罹患率 ※2
		現在人口（人）	（人）	（人）	
全国総数	令和元	126,167,000	34,523	14,460	11.5
	令和2	126,146,000	31,551	12,739	10.1
	令和3	125,502,000	27,754	11,519	9.2
福岡県	令和元	5,103,679	624	614	12.0
	令和2	5,138,891	603	512	10.0
	令和3	5,123,748	575	535	10.4
筑紫管内	令和元	437,301	105	43	9.8
	令和2	440,071	84	30	6.8
	令和3	440,254	82	36	8.2
筑紫野市	令和元	102,624	23	3	2.9
	令和2	103,374	19	7	9.0
	令和3	104,154	15	8	7.7
春日市	令和元	111,143	28	14	12.6
	令和2	111,097	29	10	9.0
	令和3	110,772	28	8	7.2
大野城市	令和元	106,017	24	10	9.4
	令和2	102,172	16	6	5.9
	令和3	102,264	17	8	7.8
太宰府市	令和元	72,313	18	9	12.4
	令和2	73,286	9	3	4.1
	令和3	73,034	13	7	9.6
那珂川市	令和元	50,204	12	7	13.9
	令和2	50,142	11	4	8.0
	令和3	50,030	9	5	10.0

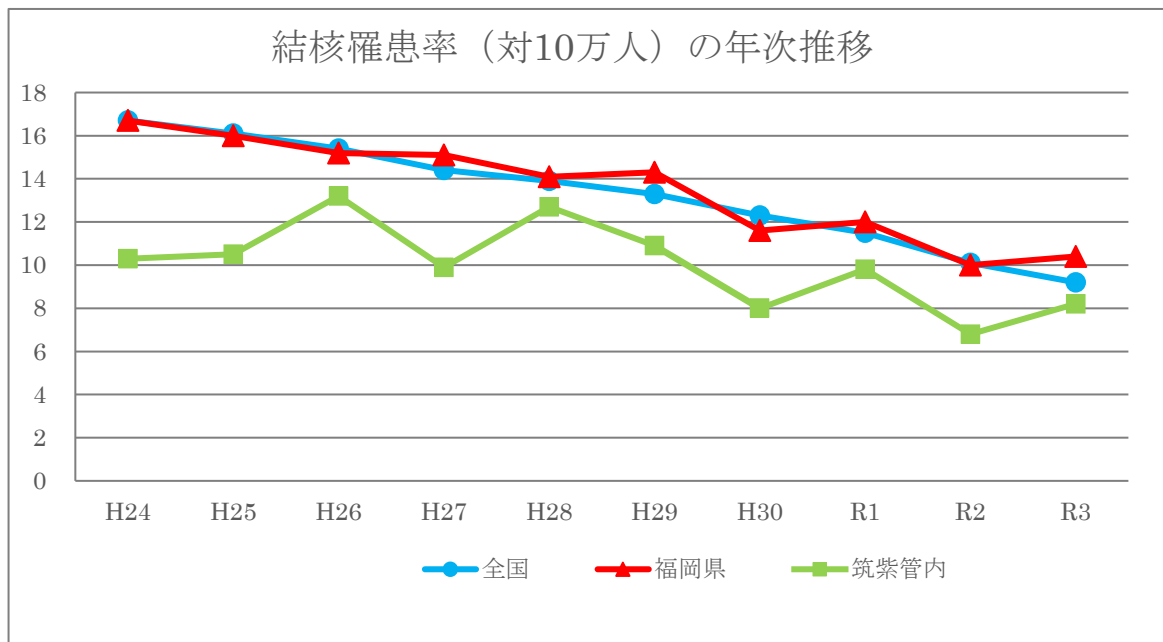
※1 新規登録患者数：1年間に新たに結核と診断され、医師から保健所に届けられた者のうち潜在性結核感染症を除いた患者数

※2 全結核罹患率（人口10万対）：年間新規登録結核患者数÷総人口×10万

(2) 全結核罹患率（人口10万対）の推移

平成11年の国の「結核緊急事態宣言」以降、全結核罹患率は年々減少し、令和3年の全結核罹患率は9.2（全国）、10.4（福岡県）となっている。

また、当所管内においては、全国及び福岡県の平均を下回り全体として減少しており、令和3年の罹患率は8.2となっている。



(3) DOTS（直接服薬確認療法）の取組み

結核患者の治療完遂をめざし、医療機関等と連携し、DOTSカンファレンスを開催するなど、患者一人一人の生活に合わせた服薬支援を行っている。

DOTS 実施状況

(令和4年)

全結核患者に対する DOTS 実施率			潜在性結核感染症の者に対する DOTS 実施率		
対象者数 (人)	実施者数 (人)	実施率 (%)	対象者数 (人)	実施者数 (人)	実施率 (%)
26	26	100	25	25	100

*DOTS 実施率：DOTS を実施した患者／対象年の新登録患者（転入者を含む）※

※ 治療開始前又は治療開始後1か月未満に死亡した者及び転出者を除く（潜在性結核感染症は別途集計）

(4) 感染症の診査に関する協議会の開催

結核患者に対する就業制限（法第18条）、入院勧告（法第20条）及び通院に係る医療費公費負担申請（法第37条の2）について、感染症の診査に関する協議会へ諮問し、適切な勧告、治療内容の適正化及び経済的負担の軽減を図っている。

諮問件数

(令和4年度)

種 別	就業制限	入院勧告	医療費公費負担申請
諮問件数	17(24)	40(52)	99(84)
結 果	合 格	17(24)	97(80)
	不 合 格	0(0)	1(3)
	保 留	0(0)	1(1)

() 内数は令和3年度件数

(5) 接触者の健康診断

結核患者の早期発見と二次感染防止を図ることを目的として、結核患者の家族及び接触者の健康診断を実施している。

患者家族(同居家族のみ)健康診断実施状況

区分 年度	対象数 A	受診者数 B	受診率 (B/A)%	発見 患者数 C	発見率 (C/B)%	潜在性結 核感染症 D	発見率 (D/B)%
平成 30	37	37	100.0	0	0.0	3	8.1
令和元	68	68	100.0	0	0.0	2	2.9
令和 2	18	18	100.0	0	0.0	1	5.6
令和 3	51	51	100.0	0	0.0	3	5.9
令和 4	33	33	100.0	0	0.0	2	6.1

接触者(同居家族以外の家族を含む)健康診断実施状況

区分 年度	対象数 A	受診者数 B	受診率 (B/A)%	発見 患者数 C	発見率 (C/B)%	潜在性結 核感染症 D	発見率 (D/B)%
平成 30	476	448	94.1	0	0.0	7	1.6
令和元	754	734	97.3	1	1.4	5	6.8
令和 2	131	129	98.5	0	0.0	4	3.1
令和 3	381	379	99.5	0	0.0	3	0.8
令和 4	238	235	98.7	1	0.4	12	5.1

(6) 訪問指導

結核患者の発生届の受理後、速やかに訪問指導を行い、結核についての説明や発病状況の疫学調査を実施することにより、発病予防や確実な受療の指導を行っている。

訪問指導件数

年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
訪問指導延数	149	168	4	62	87

(7) 管理検診及び医療機関への病状確認

結核登録患者の病状経過を把握し適切に管理するため、当所で精密検査を実施しているほか、医療機関で経過観察中の患者の病状把握に努めている。

管理検診及び医療機関への病状確認実施状況

年度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
保健所実施	30	20	17	15	17
医療機関	102	210	47	84	124
計	132	230	64	99	141
要医療者数	0	0	0	1	1

(8) 結核定期健康診断

結核患者の早期発見のため、以下の施設では、法に基づき、定期の健康診断を実施し、健康診断の結果を管轄保健所へ報告することとなっている。

定期の健康診断の実施者及び対象者

実施主体	対象者	期間
市町村長	居住する者 (65歳以上)	毎年度
	特に必要と認められる者	市町村が定める期間
学校長	大学、高校、高等専門学校、専修学校又は各種学校 (修業年限 1 年未満を除く) の学生又は生徒	入学時
施設長	矯正施設の収容者 20歳以上 社会福祉施設の入所者 65歳以上	毎年度
事業者	学校 (専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院・診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の従事者	毎年度

結核定期健康診断事業者別実施状況 (当所報告分)

(令和 4 年度)

区 分	事業者 (人)	学校長 (人)	施 設 の 長 (人)		計
			刑事施設	社会福祉施設	
健康診断受診者数	5,043	4,126	該当なし	864	10,033
間 接 撮 影 者 数	282	652		115	1,049
直 接 撮 影 者 数	4,767	3,474		749	8,990
喀 痰 検 査 者 数	0	0		0	0
発 見 者 数	0	0		0	0

管内市町が実施する定期健康診断（65歳以上）

区分	年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
筑紫管内	令和2	103,481	10,610	10.3
	令和3	107,304	8,946	8.3
	令和4	107,330	9,640	9.0
筑紫野市	令和2	24,347	2,889	11.9
	令和3	27,020	2,259	8.4
	令和4	27,312	2,866	10.5
春日市	令和2	25,385	2,379	9.4
	令和3	25,699	2,770	10.8
	令和4	25,096	2,753	11.0
大野城市	令和2	22,295	2,801	12.6
	令和3	22,645	1,734	7.7
	令和4	22,670	1,781	7.9
太宰府市	令和2	20,080	1,465	7.3
	令和3	20,171	1,304	6.5
	令和4	20,171	1,392	7.0
那珂川市	令和2	11,376	1,076	9.5
	令和3	12,069	879	7.3
	令和4	12,081	848	7.0

(9) 小・中学校の結核健康診断

小学1年生及び中学1年生の結核定期健康診断については、従来のツベルクリン反応検査及びBCG接種による方法が平成15年に廃止され、問診票による健診に変更された。

問診票の結果により健康診断の検討が必要な場合は、筑紫地区小中学校結核対策協議会専門部会で協議し、精密検査の要否を決定している。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染と、その感染拡大防止のため第2回が書面での開催となった。

筑紫地区小中学校結核対策協議会専門部会開催状況

	開催日	検討者数	協議結果		
			精密不要	要精密	保留
第1回	12月26日	34	25	9	0
第2回	1月27日	24	13	11	0
計		58	38	20	0

(10) 予防接種法に基づく予防接種（BCG接種）

平成19年の法の改正に伴い、BCG接種は予防接種法に基づき実施することとなった。また、平成25年4月1日に、BCGの定期接種対象者は、「生後6月に至るまでの間にある者」から、「生後1歳に至るまでの間にある者」に改正された。

BCG 接種状況

市町	年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
管内	平成 30	3,943	3,939	99.8
	令和元	3,857	3,808	98.7
	令和2	3,796	3,798	100.1
	令和3	3,680	3,432	93.3
	令和4	3,630	3,486	96.0
筑紫野市	平成 30	920	901	97.9
	令和元	894	978	100.9
	令和2	949	978	103.1
	令和3	906	740	81.7
	令和4	941	876	93.1
春日市	平成 30	944	922	97.7
	令和元	934	868	92.9
	令和2	914	560	94.1
	令和3	883	836	94.7
	令和4	848	781	92.1
大野城市	平成 30	944	922	97.7
	令和元	934	868	92.9
	令和2	914	560	94.1
	令和3	927	925	99.8
	令和4	964	965	100.1
太宰府市	平成 30	604	568	94.0
	令和元	582	580	99.7
	令和2	560	565	101.6
	令和3	559	542	97.0
	令和4	490	493	100.6
那珂川市	平成 30	474	483	101.8
	令和元	452	403	89.2
	令和2	425	432	101.6
	令和3	405	389	96.0
	令和4	387	371	95.9

2 感染症

(1) 感染症対策

感染症患者の発生状況は、法に基づく医師からの届出により把握し、積極的疫学調査、就業制限、入院勧告などの措置等を迅速に実施することにより、感染症の拡大防止に努めている。また、感染症に関する正しい知識の普及・啓発のため、社会福祉施設や高齢者介護施設等に対して研修会や巡回相談等を行っている。

全数把握疾患発生届出件数（1類・2類感染症を除く）

類別	感染症名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3類	コレラ	0	0	0
	細菌性赤痢	0	0	0
	腸管出血性大腸菌感染症	25	15	11
	腸チフス	0	0	0
	パラチフス	0	0	0
	計	25	15	11
4類	A型肝炎	1	0	0
	E型肝炎	0	0	0
	レジオネラ症	1	6	7
	日本紅斑熱	0	0	2
	つつが虫病	0	0	2
	レプトスピラ症	0	1	3
	マラリア	1	0	0
	計	3	7	14
5類	アメーバ赤痢	1	0	0
	ウイルス性肝炎(A型・E型を除く)	0	1	1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	1	1
	後天性免疫不全症候群	0	3	1
	梅毒	27	23	29
	風しん	0	0	0
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	28	26	33
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	0	0	1
	麻しん	0	0	0
	水痘（入院例）	3	1	1
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	2	0
	侵襲性肺炎球菌感染症	5	5	5
	百日咳	5	7	9
計	69	69	81	

(2) 特定感染症対策

ア 特定感染症（エイズ・性感染症）相談・検査

国内のHIV感染者数及びエイズ患者数はほぼ横ばい傾向にあり、令和3年の福岡県内のHIV感染者は29名、エイズ患者は25名（令和2年HIV感染者29名、エイズ患者12名）と、前年に比較し、エイズ患者は増加している。診断時においてエイズを発症している割合が3割を超えていることから、早期発見のための普及啓発等予防に向けた取り組みを実施している。

また、平成13年度より梅毒検査、平成16年度よりクラミジア検査、平成25年度より淋菌検査を追加し、クラミジア検査の方法を尿検査へと変更した。

特定感染症検査件数

区 分		年度				
		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
筑紫保健所 特定感染症 検査件数	HIV（迅速）	477	450	53	62	70
	HIV（通常）	1	1	1	0	0
	梅 毒	461	434	50	33	70
	クラミジア	280	260	29	20	47
	淋 菌	280	260	29	20	47

イ 啓発活動特定感染症検査実施状況

HIV検査普及週間（6月1日～7日）及び世界エイズデー（12月1日）に併せ、対象者の利便性を配慮し、例年、平日夜間及び休日のエイズ相談検査を実施している。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、実施していない。

(3) 肝炎対策

当所では、B型肝炎及びC型肝炎の相談及び検査（無料）を実施している。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、実施していない。

肝炎相談・検査実施状況

年度		平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
区分							
相談件数		64	83	51	0	2	30
検査件数		92	137	85	10	0	0

(4) 予防接種対策

予防接種法に基づく定期予防接種の円滑な実施のため、予防接種連絡協議会の各関係機関と連携を図りながら、予防接種の事故防止や健康被害発生防止等の指導を管内関係市町に対し行うとともに、予防接種に関する正しい知識について、住民への普及啓発に努めている。

(5) 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成25年4月13日施行）及び福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年9月改定）に基づき、関係機関と連携し、新型インフルエンザ様の患者発生を想定した訓練及び新型インフルエンザ等に関する連絡会議を実施している。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策会議を優先し、未実施。

(6) 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症については、感染症法に基づき、地域での感染拡大防止に取り組んでいる。引き続き、より実効性の高い対策を講じている。

1) 令和4年度の取り組み

ア 相談体制整備

- ・「受診・相談センター」により、県民や医療機関からの相談に対応している。
- ・11月からは「福岡県陽性者相談ダイヤル」が開始され、保健所の受診調整等の対応が必要なケースについて連携して対応を行っている。

イ 検査体制整備

- ・令和2年3月5日から行政検査（PCR検査）は、保健所を窓口として健所保健環境研究所において実施。令和3年1月からは当所検査課にて抗原定量検査を実施しており、検査等に関する調整を実施。

ウ 調査体制整備

- ・患者発生に伴い積極的疫学調査、施設調査等と併せて、クラスター状況の把握のための調査を行った。引き続き、所内各課からの応援により対応するとともに、外部からの応援体制も受け入れ対応した。
- ・7月からは、65歳未満の重症化リスクが低い患者に対して、SMS（ショートメッセージサービス）による連絡を開始した。SMSを活用して福岡県庁ホームページのURLを案内し、患者自身で療養に必要な情報を確認・入手する体制に変更した。

エ 患者の移送体制整備

- ・陽性患者の受診・入院先、宿泊療養先への移送を実施。

オ 療養中の患者の健康状態の確認

- ・患者数の増加に併せて所内関係各課の職員や派遣職員で患者に対する健康観察を実施。

カ 地域住民への啓発

- ・保健所ホームページを県庁新型コロナウイルスポータルページにリンクさせ、新型コロナウイルス感染症に対する情報提供を実施。

2) 取り組み結果

ア 相談体制整備

- ・受診・相談センター相談員（2～4名）を配置。
ピーク時は694件/日の相談があり、延べ相談件数約63,458件。
- ・管内医療機関との連絡・連携を取りながら、受診調整を実施。

イ 検査体制整備

- ・検査準備、所内検査検体採取、出張唾液採取、保健環境研究所、所内検査課への検体搬入を実施。令和4年度は施設で発生した濃厚接触者の検査が多かった。
4年度の検査数は、検査委託機関検査数53件 所内検査369件であった。

ウ 調査体制整備

- ・積極的疫学調査や接触者調査に携わる所内職員間の情報伝達を小まめに行いながら、所内連携の強化を図った。
- ・高齢者施設のクラスター対策を感染制御アドバイザーの専門看護師派遣を活用して実施した。令和4年度は10施設へ派遣。
- ・患者発生の多い時期はクラスター発生も多く、タイムリーな支援ができない状況がしばしば見受けられた。

エ 患者の移送体制整備

- ・保健所の感染症対応の公用車等（2台）で、患者宅から病院への移送や患者宅から宿泊療養施設への移送を行った。令和4年度は279件の移送を行った。
- ・重症患者、症状の急変の場合には、消防本部と連携を図り、救急搬送について協力を得ている。

オ 療養中の患者等の健康状態の確認

- ・ピーク時は患者約430人/日程度実施。病状把握を行い、必要に応じて受診や入院の調整を行った。
- ・自宅での療養状況に不安がある患者については、訪問看護師の派遣によるリスク管理を行い対応した。令和4年度は延べ54回派遣した。

カ 地域住民への啓発

- ・福岡県のホームページの掲載や報道発表を通じたの広報。
- ・各種会議や事務連絡時に市へ住民への新型コロナウイルス感染症拡大防止の啓発を依頼。
- ・患者調査や接触者調査を通じたの家族、事業所、福祉施設等に感染拡大防止の指導を行っている。

3) 地域との連携会議等

当所管内市と連携し、感染防止対策を行いながらの避難体制の確保についてを議題に、連絡会議を実施している。

実施日	内 容	参加機関
7月4日	災害時における新型コロナウイルス感染症濃厚接触者の避難に係る協議	管内5市担当職員 筑紫保健福祉環境事務所

社会福祉課

母子父子寡婦福祉・婦人保護分野での相談支援業務、介護保険法における介護保険事業者・障害者総合支援法における指定障害福祉サービス事業所等の指定、児童福祉・高齢者福祉・身体・知的障がい者福祉分野での広域連絡調整、社会福祉法人に関する事務などを行っている。

1 婦人及び母子父子寡婦福祉

(1) 婦人相談

夫婦間のトラブル、借金等に伴う経済破綻など様々な問題を抱える女性からの相談に応じ、生活の立て直し等自立に向けた支援を行っている。

また、配偶者からの暴力の被害者である女性の保護を図ることを目的として、啓発活動を行うとともに、福岡県女性相談所や各市等の関係機関と連携し、要保護女子及び暴力被害女性の早期発見に努め、相談、調査、指導、援助等を行い、問題解決を図っている。

婦人相談件数の推移 (実数、単位：人)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
265	270	263	230	195	147

(2) 福岡県配偶者からの暴力防止対策筑紫地域連絡会議

配偶者からの暴力の被害者に対する迅速な対応及び自立を支援するため、関係機関等が密接な連携及び協力関係を築き、筑紫地域における被害者の保護・自立支援施策の推進を図ることを目的に開催している。

(3) 母子父子寡婦福祉

母子父子寡婦世帯の経済的自立の助長とその世帯の児童の育成を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付並びに生活相談に応じ、その自立に必要な指導を行い福祉の増進に努めている。

母子父子寡婦相談件数 (実数、単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
生活一般	195	221	325	273	313	309
児童	1	41	93	22	39	89
生活援護	1,521	1,269	1,926	1,312	1,078	1,667
その他	5	40	56	7	51	9
計	1,722	1,571	2,400	1,614	1,481	2,074

令和 4 年度 母子父子寡婦福祉資金の新規貸付件数

事業開始	事業継続	住宅	就職支度	技能習得	生活	転宅	修学	修業	就学支度	医療介護	結婚	計
0	0	0	0	2	0	1	34	1	15	0	0	53

2 介護保険事業

介護保険法に基づく介護保険事業者の指定及び更新（有効期間：6年）事務を行っている。

(1) 令和4年度 介護保険事業者申請等受付状況

施設の種類	新規申請	変更届	廃止	休止	再開	更新
訪問介護	8	134	3	0	0	9
訪問入浴介護	1	9	0	0	0	1
訪問看護	9	53	2	4	0	6
通所介護	8	172	10	0	0	11
福祉用具貸与	1	17	2	0	0	5
特定福祉用具販売	1	11	2	0	0	2
通所リハビリテーション※	0	21	0	1	0	
短期入所生活介護	0	26	0	1	1	1
短期入所療養介護※	0	0	0	0	0	1
特定施設入居者生活介護	0	33	0	0	0	7
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
介護医療院	0	0	0	0	0	0
介護老人福祉施設	0	15	0	0	0	0
介護老人保健施設	0	36	0	0	0	0
計	28	527	19	6	1	43

※ 老健併設除く

(2) 介護保険事業者の指定状況

(令和5年4月1日現在)

施設の種類	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市	計
訪問介護	22	19	16	19	12	88
訪問入浴介護	1	1	1	2	0	5
訪問看護	11	17	13	14	2	57
通所介護※1	26	22	23	21	12	104
福祉用具貸与	5	7	9	2	5	28
特定福祉用具販売	5	7	8	0	5	25
訪問リハビリテーション※2	0	0	0	0	0	0
通所リハビリテーション (みなし指定)※3	8	6	6	5	3	28
短期入所生活介護	7	6	3	5	3	24
短期入所療養介護※3	1	0	0	1	0	2
特定施設入居者生活介護	4	4	3	4	4	19
介護療養型医療施設	1	1	2	0	0	4
介護医療院	0	0	0	1	0	1
介護老人福祉施設	4	2	2	5	2	15
介護老人保健施設	3	1	2	1	1	8
計	98	93	88	80	49	408

※1 地域密着型除く

※2 みなし指定除く

※3 老健併設除く

3 指定障害福祉サービス事業者等の指定等

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定等の事務を行っている。

指定障害福祉サービス事業者の指定状況 (令和5年4月1日現在)

サービスの種類		筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市	計
居宅 訪問 系	居宅介護	14	21	11	12	8	66
	行動援護	3	0	3	1	0	7
	重度訪問介護	11	16	10	10	6	53
	同行援護	7	4	2	4	2	19
日中 活動 系	生活介護	9	6	6	6	4	31
	自立訓練(生活訓練)	1	3	0	0	2	6
	自立生活援助	0	1	0	0	0	1
	就労移行支援(一般型)	1	4	5	1	1	12
	就労継続支援(A型)	3	6	6	3	3	21
	就労継続支援(B型)	13	11	12	12	7	55
	就労定着支援	0	1	1	0	0	2
	短期入所	3	4	4	5	2	18
居宅系	施設入所支援	1	0	2	2	0	5
	共同生活援助	7	7	7	13	2	36
計		73	84	69	69	37	332

4 児童福祉

(1) 保育所

児童の心身が健全に育成されるために、保育所（認定こども園を含む）及び届出保育施設に関し適正な保育が行われるよう支援している。

保育施設設置状況 (令和5年4月1日現在)

市町名	区分	認可保育所数					認定 こども園	届出保育 施設数
		公立	公設 民営	公私 連携	私立	計		
筑紫野市		4	0	0	10	14	1	26
春日市		1	1	4	6	12	0	33
大野城市		3	0	0	13	16	3	35
太宰府市		1	1	0	9	11	1	16
那珂川市		1	0	0	5	6	4	17
計		10	2	4	43	59	9	127

(2) 児童福祉週間

児童福祉週間（毎年5月5日～11日）に、児童福祉の理念の普及・啓発を図るために、商業施設で啓発チラシ等の配布などの啓発活動を行っている。

（令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対応のため実施していない。）

5 高齢者福祉

(1) 管内各市への支援

管内各市への保健福祉計画推進のため、高齢者福祉施策を実施する関係機関との連絡調整や各市への支援を行っている。

(2) 高齢者福祉施設整備、各老人ホーム等の入所状況報告

(3) 軽費老人ホーム等の事務費補助金

軽費老人ホーム、ケアハウスの事務費補助金の交付申請等の審査、進達を行っている。

老人福祉（保健）等施設の設置状況

(令和5年4月1日現在)

施設の種類	筑紫野市		春日市		大野城市		太宰府市		那珂川市	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
介護老人福祉施設※	6	329	3	209	3	290	6	339	3	150
介護老人保健施設	3	220	1	80	2	200	1	80	1	80
介護医療院	0	—	0	—	0	—	1	224	0	—
軽費老人ホーム(旧A型)	1	50	0	—	0	—	1	50	1	50
軽費老人ホーム(ケアハウス)	1	50	1	30	0	—	2	80	0	—
養護老人ホーム	0	—	0	—	0	—	1	100	0	—
盲養護老人ホーム	1	80	0	—	0	—	0	—	0	—

※ 地域密着型含む

(4) 老人の日・老人週間

老人の日（9月15日）・老人週間（毎年9月15日～21日）に、管内の新100歳の高齢者に対し、「祝状・記念品」の贈呈を行っている。

(5) 福岡県ねりんスポーツ・文化祭に関すること

福岡県ねりんスポーツ・文化祭の市町村大会において、管内の情報を取りまとめている。

6 障がい者福祉

管内各市において在宅及び施設における総合的な福祉サービスが提供されており、当所においては、各市に対する広域調整、情報提供等や腎臓疾患患者福祉給付金等の事務を行っている。

(1) 福岡県腎疾患患者福祉給付金の支給事務

身体障害者手帳所持者で、就労等のために夜間に人工透析を1か月間に5回以上受けている腎臓疾患患者に対して、通院に伴う交通費の一部を助成している。

令和4年度 腎疾患患者福祉給付金の支給状況

(単位:人)

	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市	計
前期分（4/1～9/30）	5	3	2	3	1	14
後期分（10/1～3/31）	5	3	2	3	0	13

※ 月額：2,000円、延支給月数：前期84月、後期77月

(2) 障害者自立支援給付事務等市指導の実施

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第2条第2項及び地方自治法245条の4の規定に基づき、管内各市に対して自立支援給付事務等に関する指導を行っている。

(3) 障がい者施設の製品の展示・販売の支援

毎月第1～第4木曜日及び障害者週間（毎年12月3日から12月9日）に、筑紫総合庁舎1階エントランスホールにおいて、障がい者施設による授産製品「まごころ製品」の展示・販売を行っている。

(4) ふくおか・まごころ駐車場

車の乗り降りや移動に配慮が必要な障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方などが、公共施設、店舗等の障害者等用の駐車場などに車を止め、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度である。

利用対象者の方には、県内に共通する「ふくおか・まごころ駐車場」利用証を発行し、「ふくおか・まごころ駐車場」を利用できる方を明確にすることにより、「ふくおか・まごころ駐車場」への利用対象外駐車を防止し、その適正利用を図っている。

令和4年度 ふくおか・まごころ駐車場利用証交付実績 (単位：人)

障がい等 市町名	身体 (車いす 自ら運転)	身体 (左記以 外)	知的・精神 高齢・難病	妊産婦・ けが人等	合 計
筑紫野市	1	164	66	80	311
春日市	3	138	42	90	273
大野城市	2	119	53	70	244
太宰府市	0	101	32	50	183
那珂川市	0	7	3	0	10
管轄外	0	2	1	0	3
計	6	531	197	290	1024

7 社会福祉法人

社会福祉法人からの新規・変更申請に関する事務及び社会福祉事業の用に供する不動産であることの「証明書」（登録免許税及び不動産取得税の非課税措置のため）の交付に関する事務を行っている。

令和4年度 各種証明書の交付状況 (単位：件)

登録免許税非課税措置のための不動産使用証明	5
不動産取得税非課税措置のための不動産使用証明	8

検査課

1 試験検査の概要

当課は4保健福祉（環境）事務所（筑紫、粕屋、糸島、宗像・遠賀）の試験検査業務を担当している。

主たる検査業務は、感染症発生時（三類感染症のうち赤痢、チフス、腸管出血性大腸菌）における細菌学的検査、特定感染症におけるH I V及び梅毒の血清学的検査、食品収去及び食品苦情における微生物・理化学検査、河川水・海水浴場・事業場排水の環境水質検査等を実施している。

また、令和3年1月より新型コロナウイルス抗原定量検査を開始した。

2 感染症検査

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、まん延防止を目的とした細菌学的検査（赤痢、チフス・パラチフス、腸管出血性大腸菌）、特定感染症相談窓口開設における血清学的検査（H I V、梅毒）を実施している。

当所で実施するH I V検査は迅速法で実施し、相談者の利便性等に配慮している。

また、新型コロナウイルス抗原定量検査は、令和4年度1,961検体を検査し陽性数209検体（陽性率11.0%）であった。抗原定量検査で判定保留と判断された場合、保健環境研究所に確定検査を依頼していたが、令和4年9月1日にリアルタイムPCR装置を導入し、当所で確定検査が実施可能となった。

感染症検査件数

検査項目		令和3年度	令和4年度
三類 感染症 検査	赤痢	0	0
	チフス	0	0
	腸管出血性大腸菌 (O157等)	205	239
特定 感染症 検査	H I V検査	63	122
	梅毒検査	61	122
新型コロナウイルス検査		33, 773	1, 961 (内PCR27)

3 食品検査

食の安全性確保のため、福岡県食品衛生監視指導計画に基づき食品収去検査を実施、食品衛生法で定められた規格基準等や福岡県食品衛生成分規格指導基準に適合しているか検査している。

検査実施にあたり、厚生労働省の定める「食品衛生検査施設における検査等の業務管理について」（GLP）に基づき試験品取扱標準作業書や検査実施標準作業書などを策定、これらを遵守して公正性、信頼性の確保に努めている。

令和4年度の検査状況は、細菌検査658検体、1,892件、理化学検査287検体、3,227件である。そのうち、食品衛生法及び食品表示法違反はなかった。福岡県食品衛生成分規格指導基準不適合となった検体は16件であった。

食品収去検査件数

	令和3年度			令和4年度		
	検体数	違反検体数	不適合検体数	検体数	違反検体数	不適合検体数
総検体数	430	2	14	703	0	16
細菌検査実検体数	418	0	14	658	0	16
化学検査実検体数	131	2	0	287	0	0
検査項目	検査件数	違反件数	不適合件数	検査件数	違反件数	不適合件数
細菌検査						
一般細菌数	416	0	8	647	0	8
大腸菌群	305	0	6	491	0	10
腸炎ビブリオ	35	0	0	58	0	0
黄色ブドウ球菌	283	0	0	398	0	0
サルモネラ属菌	99	0	0	147	0	0
大腸菌	68	0	0	114	0	0
リステリア菌	0	0	0	0	0	0
乳酸菌数	0	0	0	8	0	0
カンピロバクター	8	0	0	16	0	0
クロストリジウム	11	0	0	13	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
細菌検査計	1,225	0	14	1,892	0	18
化学検査						
防ばい剤	0	0		0	0	
酸化防止剤	12	0		5	0	
甘味料	54	0		183	0	
発色剤	40	0		63	0	
品質保持剤	0	1		26	0	
保存料	271	0		763	0	
漂白剤	0	0		9	0	
殺菌料	0	0		0	0	
着色料	948	1		2,148	0	
乳・乳製品	0	0		5	0	
pH	5	0		25	0	
塩分濃度	0	0		0	0	
重金属	0	0		0		
その他	0	0		0		
化学検査計	1,330	2		3,227	0	
合計	2,555	2	14	5,119	0	18

違反：食品衛生法違反および食品表示法違反。

不適合：福岡県食品衛生成分規格指導基準不適合。

不適合検体数と不適合件数の不一致は、同一食品より複数の不適合があるため。

4 環境検査

環境保全の確保のため、法令等に基づいた以下の水質検査を実施している。

(1) 特定事業場等排水検査

水質汚濁防止法に基づき、筑紫および宗像・遠賀保健福祉環境事務所管内の特定事業場等について、排水基準に適合しているか検査している。

(2) 公共用水域（河川水）検査

海洋へ流入する河川水に含まれる物質が水質汚濁に係る環境基準に適合しているか、筑紫管内（筑前海6地点、博多湾4地点、筑後川2地点）、宗像・遠賀保健福祉環境事務所管内（筑前海11地点、博多湾4地点）計27地点の水質検査を実施している。

(3) 水浴場（海水浴場）検査

水浴に供される公共用水域の水質等の現状を把握するとともに、その結果を公表して国民の利用に資することを目的に検査を実施している。

筑紫（深江、芥屋）、宗像・遠賀（新宮、福間、宮地浜、津屋崎、白石浜、神湊、鐘崎、波津、芦屋）保健福祉環境事務所管内の海水浴場11ヶ所について、開設前及び開設中の水質検査を実施している。

水質検査件数

		令和3年度			令和4年度		
		筑紫	宗像 遠賀	合計	筑紫	宗像 遠賀	合計
事業場排水	pH（水素イオン濃度）	13	42	55	19	60	79
	BOD（生物化学的酸素消費量）	13	42	55	19	57	76
	COD（化学的酸素消費量）	2	6	8	7	3	10
	SS（懸濁物質）	13	42	55	19	60	79
	T-N（全窒素）	13	24	37	18	13	31
	T-P（全りん）	13	24	37	17	13	30
	大腸菌群数	0	23	23	0	12	12
公共用水域	pH（水素イオン濃度）	104	164	268	104	164	268
	BOD（生物化学的酸素消費量）	104	164	268	104	164	268
	COD（化学的酸素消費量）	104	164	268	104	164	268
	SS（懸濁物質）	104	164	268	104	164	268
	T-N（全窒素）	24	30	54	24	30	54
	T-P（全りん）	24	30	54	24	30	54
	EC（電気伝導率）	104	164	268	104	164	268
	大腸菌群数（4年度は大腸菌数）	12	15	27	14	22	36
水浴場	pH（水素イオン濃度）	36	156	192	36	156	192
	COD（化学的酸素消費量）	36	156	192	36	156	192
	ふん便性大腸菌群数	36	156	192	36	156	192

地域環境課

1 自然公園

当管内は豊かな自然環境に恵まれており、自然公園法に基づき「玄海国定公園」、福岡県立自然公園条例に基づき「太宰府県立自然公園」及び「脊振雷山県立自然公園」が指定されており、特別地域等における工作物の新築をはじめとした各種行為について、許可や届出の審査及び指導等を行っている。

管内の自然公園

(令和4年度末現在)

自然公園名	面積 (ha)	保護規制区分面積(ha)			指定年月日
		特別保護 地 区	特別地域	普通地域	
玄海 国定公園	5,870		5,785	85	昭和31年6月1日
太宰府 県立自然公園	16,568	—	1,656	14,912	昭和25年5月13日
脊振雷山 県立自然公園	8,171	—	1,301	6,870	昭和40年9月14日

許可・届出件数

(令和4年度)

自然公園名	許可件数	届出件数
玄海国定公園	28	0
太宰府県立自然公園	0	2
脊振雷山県立自然公園	0	0
計	28	2

2 温泉

当管内は温泉資源に恵まれており、特に二日市温泉（筑紫野市）は万葉集にも歌われた歴史ある温泉として知られており、温泉の保護や利用の適正を図るため、土地の掘削、動力装置の設置、温泉の採取等の申請に基づく許可や届出の受付及び指導等を行っている。

(1) 管内の温泉施設数

(令和4年度末現在)

市町名	温泉 地名	源泉総数 (A+B)	源泉の利用状況		主たる泉質名
			(A) 利用数	(B) 未利用数	
筑紫野市	二日市	36	13	23	アルカリ性単純泉
春日市	—	0	0	0	—
大野城市	—	2	2	0	中性冷鉱泉
太宰府市	—	1	0	1	アルカリ性単純泉
糸島市	—	10	9	1	単純弱放射能冷鉱泉
那珂川市	—	6	6	0	アルカリ性単純泉
計		55	30	25	

(2) 許可申請の状況

(令和4年度)

温泉掘削	増掘	動力装置	温泉利用	
			浴用	飲用
0	0	0	0	0

3 浄化槽整備

浄化槽は、し尿及び雑排水を浄化するものであるが、法によりその設置や保守点検等に関する規定が設けられ、公共用水域等の水質の保全を確保することによって、生活環境の保全等を図ることとなっている。

このため、浄化槽の設置についての届出の審査及び受理、指導等を行っている。

筑紫地区においては下水道が普及していることもあり、当管内の浄化槽設置の大部分は糸島地区のものである。

浄化槽設置状況

市名	種別	令和3年度末	令和4年度末
筑紫野市	合併	395	391
	単独	1,259	1,257
春日市	合併	61	61
	単独	98	95
大野城市	合併	52	51
	単独	110	108
太宰府市	合併	660	655
	単独	230	230
糸島市	合併	7,511	7,763
	単独	405	405
那珂川市	合併	240	247
	単独	441	441
合併計		8,919	9,168
単独計		2,543	2,536
総計		11,462	11,704

4 鳥獣保護

(1) 本県の鳥獣保護管理事業計画に基づき傷病野生鳥獣の保護、愛鳥週間の行事として愛鳥週間ポスターの原画募集を行った。

ア 傷病野生鳥獣の保護（令和4年度）

野生鳥獣に関する通報（死亡野鳥等を含む。）は361件で、保護のため現地調査を行ったのは1件であった。

イ 愛鳥週間行事

管内の小学校1校から1作品、中学校17校から55作品、高校2校から2作品の応募があった。

(2) 福岡県高病原性鳥インフルエンザ（野鳥関係）対応技術マニュアルに基づき死亡野鳥等調査を実施した。

ア 死亡野鳥等調査

通報から検査基準に該当する可能性があった41件について現地調査を行い、15件を家畜保健衛生所に搬入した。うち7件について簡易検査を実施したところ、3件陽性となり、野鳥監視重点区域が指定された。

また、簡易検査を行った7件について遺伝子検査を行ったところ、3件陽性となった。

イ 野鳥監視重点区域指定

1件目 令和4年12月7日指定

2件目 令和4年12月19日指定

3件目 令和4年12月26日指定

4件目 令和4年12月29日指定

5件目 令和5年1月3日指定

6件目 令和5年1月11日指定

7件目 令和5年2月6日指定

8件目 令和5年2月18日指定

9件目 令和5年3月2日指定

10件目 令和5年3月9日指定

（10件全て令和5年4月11日に解除）

5 啓発事業

地域における地球温暖化の防止、資源・エネルギーの循環活用、生物多様性の保全・再生等の施策や環境教育を推進するため、地域特性に応じた効果的な施策を検討し様々な課題の解決を図るとともに、地域の活動の担い手を育成することを目的として、筑紫・糸島地区地域環境協議会を設置し事業を行っている。

令和4年度は、小学校1校を対象に「水辺教室」（身近な河川にいる生物に触れ、調査することで、生物多様性を保全するために一人ひとりにできることを考えるプログラム）を実施した。

また、地球温暖化対策事業として、小学生等を対象とした「ふくおかエコチェックシート」により家庭でできる省エネ・節電の取組みを推進した。

また、春日市環境フェアにおいて、自然共生に関するパネルの展示を行うことで環

境保全の取組を推進した。

事業名	実施時期	開催場所	対象者
水辺教室	6月	御笠川 (太宰府市 落合公園横)	太宰府市立水城小学校 5年生
ふくおかエコ チェックシート	夏休みの課題と して実施		管内小学校12校 1,265名

環境指導課

1 大気環境監視

大気の汚染状況については、太宰府市内（保健環境研究所）及び糸島市内（糸島総合庁舎）の大気汚染常時監視測定局において、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）等の項目の常時測定を実施している。

光化学オキシダントについては、移流等の影響により福岡県内の全測定局で環境基準を達成していない状況が続いている。

大気汚染常時監視測定局での測定

調査地点	測定項目	環境基準の適合状況（○：適合 ×：不適合）		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
太宰府測定局 (太宰府市向佐野)	二酸化硫黄	○	○	○
	二酸化窒素	○	○	○
	浮遊粒子状物質	○	○	○
	光化学オキシダント	×	×	×
	微小粒子状物質	○	○	○
糸島測定局 (糸島市浦志)	二酸化硫黄	○	○	○
	二酸化窒素	○	○	○
	浮遊粒子状物質	○	○	○
	光化学オキシダント	×	×	×
	微小粒子状物質	○	○	○

(注) ○は環境基準適合、×は環境基準不適合を示す。

2 水環境監視

公共用水域における水質の汚濁状況を監視するため、7河川7定点（環境基準点）において毎月1回、5河川5定点（補助点）において年4回の水質調査を実施している。

また、地下水における水質の汚濁状況を監視するため、県域を10kmメッシュに区画（区画ごとに毎年度1地点を選定）し、水質調査（年1回）を実施している。

なお、環境中のダイオキシン類濃度については、河川、地下水及び土壌で調査を実施している。

(1) 河川（環境基準点）の水質測定（BOD）

河川名	地点名	類型	環境基準値 (mg/l)	BOD75%値 (mg/l)		
				令和元年度	令和2年度	令和3年度
宝満川	岩本橋	A	2.0	1.7	1.4	1.4
				○	○	○
桜井川	汐井橋	A	2.0	2.0	1.7	2.0
				○	○	○
雷山川	加布羅橋	A	2.0	4.1	6.7	4.2
				×	×	×
長野川	赤坂橋	A	2.0	1.8	1.0	3.0
				○	○	×
一貴山川	深江橋	A	2.0	2.2	1.0	1.9
				×	○	○
加茂川	佐波橋	A	2.0	1.4	0.8	0.9
				○	○	○
福吉川	福吉橋	A	2.0	2.8	1.4	1.6
				×	○	○

(注) ○は環境基準適合、×は環境基準不適合を示す。

(2) 地下水の水質測定（概況調査）

市町村名	測定地点数（注）			備考
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
筑紫野市	1 (○)	1 (○)		測定項目は 有害物質項目等
春日市	1 (○)			
大野城市			1 (○)	
糸島市	3 (○) 1 (×)	6 (○)	5 (○)	
那珂川市	1 (○)	1 (×)		
太宰府市				

(注) ○は環境基準適合、×は環境基準不適合を示す。

(3) 河川のダイオキシン類環境調査

(令和3年度)

調査区分		調査地点	環境基準値	測定結果
河川	水質	長野川（赤坂橋）	1 pg-TEQ/L	0.081 pg-TEQ/L
	底質	長野川（赤坂橋）	150 pg-TEQ/g	0.71 pg-TEQ/g

3 公害関係届出状況等

当所管内は、福岡市の南部及び西部に隣接したベッドタウンであり、環境の質的向上を求める住民の声は大きく、廃棄物（野焼き・不法投棄等）や水質汚濁、大気汚染に関する苦情が多く寄せられている。

公害関係法令の対象となる施設や工場・事業場については、届出の審査及び監視指導を行っている。

アスベストについては、建築物の解体現場等からアスベスト粉じんが飛散しないよう、大気汚染防止法に基づく事前届出（特定粉じん排出等作業）の審査及び作業状況の監視指導を行っている。

ダイオキシン類については、特定施設の設置者に対し、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定施設の設置者に対し排出基準の遵守及び自主測定の実施を指導するとともに、監視指導を行っている。

(1) 公害関係事業場数

(令和4年度末現在)

法・条例			市名						計
			筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	糸島市	那珂川市	
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	事業場数	39	20	30	25	28	9	151
	一般粉じん発生施設	事業場数	7	0	5	3	9	3	27
	水銀排出施設	事業場数	2	1	0	0	2	0	5
	揮発性有機化合物排出施設	事業場数	1	0	0	0	0	1	2
公害防止条例		事業場数	0	0	0	0	0	0	0
水質汚濁防止法		事業場数	100	38	48	36	369	31	622
ダイオキシン類対策特別措置法	大気特定施設	事業場数	5	2	1	1	3	2	14
	水質特定施設	事業場数	0	1	0	0	0	0	1
土壌汚染対策法	要措置・要届出区域数		0	1	0	0	0	0	1

(2) 公害関係事業場への立入検査・指導等

(令和4年度)

法・条例	区分	立入検査	検体採取 (行政検査)	報告書徴収 (検査結果等)	文書指導	行政処分 (改善命令等)
大気汚染防止法 公害防止条例		62	0	0	0	0
		78	20	0	0	0
ダイオキシン類 対策特別措置法		36	0	0	2	0

(3) 公害関係施設の届出件数

(令和4年度)

法・条例		届出の区分	
		新規設置届 (施設数)	廃止届 (施設数)
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	5	4
	水銀排出施設	1	0
	一般粉じん発生施設	0	0
	特定粉じん発生施設	0	0
	揮発性有機化合物排出施設	0	0
公害防止条例		2	0
水質汚濁防止法		9	9
ダイオキシン類 対策特別措置法	大気特定施設	1	0
	水質特定施設	0	0

法・条例		件数
大気汚染防止法	特定粉じん排出等作業届	11
土壌汚染対策法	形質変更届(4条)	51

(4) 公害等苦情処理件数

(令和4年度)

区分		市名						計	
		筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	糸島市	那珂川市		
受理 件数	新規 受理 件数	大気汚染	6	1	6	4	3	3	23
		水質汚濁	0	0	0	3	0	0	3
		土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0
		騒音	0	0	0	1	0	0	1
		振動	0	0	0	0	0	0	0
		地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0
		悪臭	1	0	1	0	1	0	3
		廃棄物(注)	1	0	3	4	6	3	17
		その他	0	0	0	0	0	0	0
		小計	8	1	10	12	10	6	47
	前年度からの繰越	0	0	0	0	2	1	3	
合計	8	1	10	12	12	7	50		
処理 件数	解決	7	1	10	12	12	7	49	
	翌年度へ繰越	0	0	0	0	0	0	0	
	他機関へ移送	1	0	0	0	0	0	1	
	合計	8	1	10	12	12	7	50	

(注) 廃棄物の不適正処理(不法投棄、野焼き、野積み等)に関する件数

4 廃棄物

福岡県内では1, 447万5千トン（令和2年度）の産業廃棄物が排出されている。事業活動に伴って排出される産業廃棄物は、排出事業者がその責任において適正に処理することが原則であり、排出事業者や産業廃棄物処理業者等によって再生利用や最終処分等が行われているところであるが、適正処理の確保とともに、循環型社会の形成に向けて、一層の発生抑制や再利用・資源化の促進が求められている。

産業廃棄物の収集運搬や使用済自動車の引取等の事業は、廃棄物処理法や自動車リサイクル法に基づく都道府県知事の許可・登録制となっており、当課ではこれらの事務を行っている。また、産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対して立入検査や巡回監視を実施し適正処理について指導するとともに、過剰保管や野外焼却などの不適正処理事例に対する指導を行っている。さらに、管内6市、警察及び県関係機関等を構成員とする筑紫・糸島地区廃棄物不法処理防止連絡協議会において、廃棄物に関する情報交換を行うとともに、連携して不適正処理防止にあたり、警察署の協力を得て、産業廃棄物収集運搬車両を対象としたマニフェスト検問を実施している。

また、産業廃棄物処理業者を対象とした講習会を毎年度開催し、廃棄物の適正処理に必要な知識の習得促進を図っている（新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和4年度はインターネット上に講習動画を掲載した。）

（1）産業廃棄物処理業等の許可状況

区 分		年 度		
		令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
産業廃棄物	収集運搬	1,146	1,197	1,177
	中間処理	52	51	52
	最終処分	2	1	1
特別管理産業廃棄物	収集運搬	138	138	139
	中間処理	0	0	0
	最終処分	0	0	0
使用済自動車	引取	103	104	91
	フロン類回収	34	34	30
	解体	11	11	12
	破砕	1	1	1

（2）産業廃棄物関係事業場の立入検査・指導件数

（令和4年度）

事業場等の区分	立入検査	検体採取	指 導 状 況		
			口 頭	指導票	公文書
排 出 事 業 場	59	3	2	0	0
産業廃棄物処理業者	187	1	68	1	0
そ の 他 の 業 者	589	17	352	5	2
計	835	21	422	6	2

Ⅲ 資料編

管内人口動態に関する資料

(1) 人口及び世帯

区分	人口	世帯数	1世帯当 たり人員	人口密度 (人/k㎡)	面積 k㎡
福岡県	5,117,967	2,371,010	2.16	1026.5	4,987.64
筑紫管内	441,330	185,503	2.38	1891.5	233.32
筑紫野市	105,070	43,528	2.41	1197.7	87.73
春日市	110,646	47,209	2.34	7819.5	14.15
大野城市	103,006	43,893	2.35	3830.6	26.89
太宰府市	72,754	31,401	2.32	2457.9	29.60
那珂川市	49,854	19,472	2.56	665.2	74.95

出典：令和4年福岡県の人口と世帯年報 表6（令和4年10月1日現在）

(2) 管内の年齢3区分別人口と指標の推移

区分 年次	人 口				年齢3区分割合 (%)		
	総 数	年少人口	生産年齢 人口	老年人口	年少 人口	生産年 齢 人口	老年 人口
		0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳 以上
平成29年	436,116	66,887	266,763	99,872	15.3	61.2	22.9
平成30年	436,618	66,546	265,117	102,370	15.2	60.7	23.4
令和元年	437,301	66,210	264,230	104,287	15.2	60.4	23.8
令和2年	435,603	65,896	261,025	106,104	15.1	59.9	24.3
令和3年	440,254	65,504	260,021	107,023	15.1	60.1	24.7
令和4年	441,330	65,001	260,653	107,979	15.0	60.1	24.9

出典：令和4年福岡県の人口と世帯年報 表8（令和4年10月1日現在）

(3) 出生数

(令和2年)

区分	全 国	福岡県	管内	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川町
男	415,903	19,035	1,855	448	426	477	291	213
女	395,719	18,505	1,768	458	396	470	247	197
計	811,622	37,540	3,623	906	822	947	538	410

出典：令和3年人口統計 保管統計表 都道府県編 出生 第5表-2

(4) 出生率の年次推移 (人口千対)

*千対：人口1,000人あたり

区 分	全 国	福 岡 県	管 内	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川町
平成 29 年	7.6	8.6	9.4	9.4	8.6	10.6	8.6	9.8
平成 30 年	7.4	8.3	8.9	8.8	8.1	10.2	8.2	9.1
令和元年	7.0	7.4	8.2	8.5	7.5	9.3	7.3	7.9
令和 2 年	6.8	7.7	8.4	8.3	8.0	9.5	7.5	8.3
令和 3 年	6.6	7.4	8.3	8.7	7.3	9.4	7.5	8.2

出典：人口動態統計上巻 総覧 第3.3表-2、人口動態統計中巻 総覧 第2表
 ※管内及び各市は人口動態統計中巻 総覧 第2表 保健所一市区町村別をもとに算出

(5) 死亡数

(令和3年)

区 分	全 国	福 岡 県	管 内	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川町
男	738,141	28,027	1,866	450	461	408	356	191
女	701,716	28,383	1,812	461	420	393	354	184
計	1,439,856	56,410	3,678	911	881	801	710	375

出典：令和3年人口動態統計上巻 死亡 第5.1表
 保管統計表 都道府県編死亡・死因 第6表-40 (福岡県)

(6) 死亡率の年次推移 (人口千対)

区 分	全 国	福 岡 県	管 内	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川町
平成 29 年	10.8	10.4	8.0	8.1	7.5	7.6	9.2	7.5
平成 30 年	11.0	10.6	7.8	8.4	7.3	6.9	9.4	7.6
令和元年	11.2	10.8	8.3	9	7.8	7.9	9.2	7.6
令和 2 年	11.1	10.5	7.9	9.0	6.8	7.1	8.8	8.0
令和 3 年	11.7	11.2	8.4	8.7	7.9	7.9	9.9	7.5

出典：人口動態統計上巻 総覧 第3表-2, 中巻 総覧 第2表 人口動態総覧
 ※管内及び各市は人口動態統計中巻 総覧 第2表 保健所一市区町村別をもとに算出

(7) 死因分類 (大項目)

令和3年の死因順位 (県内第10位まで) 別死亡数と死亡率(人口10万対)

死 因	全 国		福 岡 県		管 内		筑紫野市		春日市		大野城市		太宰府市		那珂川市	
	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
全死因	1,439,856	1,172.7	56,410	1,100.6	3,678	835.4	911	874.6	881	795.3	801	783.2	710	972.1	375	749.5
悪性新生物(腫瘍)	381,505	310.7	15,860	309.4	1,076	244.4	277	265.9	263	237.4	231	225.8	195	266.9	110	219.8
心疾患	214,710	174.8	6,928	135.1	509	115.6	102	97.9	149	134.5	128	125.1	84	115.0	46	91.9
老衰	152,027	123.8	4,246	82.8	245	55.6	53	50.8	54	48.7	53	51.8	52	71.1	33	65.9
脳血管疾患	104,595	85.1	3,696	72.1	234	53.1	55	52.8	44	39.7	49	47.9	45	61.6	41	81.9
肺炎	73,194	59.6	3,055	59.6	221	50.1	64	61.4	51	46.0	47	45.9	47	64.3	12	23.9
不慮の事故	38,355	31.2	1,647	32.1	117	26.5	29	27.8	24	21.6	29	28.3	23	31.4	12	23.9
腎不全	28,688	23.3	1,178	22.9	73	16.5	18	17.2	19	17.1	14	13.6	21	28.7	4	7.9
自殺	20,291	16.5	847	16.5	61	13.8	15	14.4	20	18.0	9	8.8	11	15.0	6	11.9
大動脈瘤及び解離	19,351	15.7	799	15.5	60	13.6	16	15.3	19	17.1	10	9.7	11	15.0	4	7.9
肝疾患	18,017	14.6	690	13.4	36	8.1	6	5.7	10	9.0	6	5.8	10	13.6	4	7.9

注1) 各死亡率の算出には、令和3年10月1日現在の日本人人口を用いた。

注2) 「心疾患」は「心疾患(高血圧性を除く)」、「血管性等の認知症」は「血管性及び詳細不明の認知症」である。

令和2年人口動態統計 上巻 死亡 第5.13表 死因 死亡数及び死亡率(人口10万対), 保管統計表 都道府県編 死亡・死因 第6表-40(福岡県)

(8) 乳児死亡数

生後1年未満の死亡を乳児死亡という。乳児の生存は、母体の健康状態、養育条件等の影響を強く受けるので、地域及び社会全体の水準や生活水準を反映する指標のひとつとなっている。

区分	全国	福岡県	管内	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市
男	762	43	5	0	3	2	0	0
女	637	33	2	0	1	0	1	0
計	1,399	76	7	0	4	2	1	0

出典：令和3年人口動態統計上巻 乳児死亡 第6.1表
令和3年人口動態統計保管統計表 都道府県編 死亡第1表 (40福岡県)

(9) 乳児死亡率の年次推移 (出生千対)

*乳児死亡率=乳児死亡数/出生数

区分	全国	福岡県	管内	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市
平成29年	1.9	1.8	2.0	3.1	2.1	2.8	0.0	0.0
平成30年	1.9	2.1	2.1	0.0	3.4	1.0	6.8	0.0
令和元年	1.9	2.3	2.6	0.0	1.3	3.0	3.4	9.4
令和2年	1.8	1.8	2.7	3.5	-	4.2	1.8	4.8
令和3年	1.7	2.0	1.9	0.0	4.9	2.1	1.9	0.0

出典：人口動態統計上巻 総覧 第3.3表-2 人口動態統計中巻 総覧 第2表
※管内及び各市は人口動態統計中巻 総覧 第2表都道府県-保健所-市区町村別をもとに算出

(10) 死産数

人口動態でいう死産は、妊娠満12週(第4月)以後の死児の出産であり、自然死産と人工死産に分けられる。

区分	全国	福岡県	管内	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市
自然	8,082	382	29	8	6	4	7	4
人工	8,195	417	44	7	11	13	5	8
計	16,277	799	73	15	17	17	12	12

出典：令和3年人口動態統計上巻 総覧 第3.3表-2, 中巻 総覧 第2表

(11) 死産率の年次推移 (出産千対)

*死産率=死産数/出産数、出産数=出生数+死産数

区分	全国	福岡県	管内	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市
平成29年	21.1	24.1	18.1	7.3	24.8	15.8	14.3	35.4
平成30年	20.9	22.2	18.4	15.4	19.8	22.0	6.8	27.8
令和元年	22.0	22.4	21.3	23.4	13.4	23.2	25.0	-
令和2年	20.1	20.6	17.2	8.1	21.2	18.4	16.2	25.8
令和3年	19.7	20.8	19.8	16.3	20.3	17.6	21.8	28.4

出典：人口動態統計上巻 総覧 第3.2表-1, 中巻 総覧 第2表(40福岡県)
※管内及び各市は人口動態統計中巻 総覧 第2表 人口動態総覧, 保健所-市区町村別をもとに算出

(12) 周産期死亡数

人口動態でいう周産期死亡は、妊娠22週以後の死産と生後1週未満の早期新生児死亡を合わせたものをいう。

区 分	全 国	福 岡 県	管 内	筑紫野市	春 日 市	大野城市	太宰府市	那珂川市
妊娠22週以後の死産	2,235	110	5	2	2	-	-	1
生後1週間未満の死亡	506	30	3	-	2	1	-	-
計	2,741	140	8	2	4	1	-	1

出典：人口動態統計上巻 総覧 第3.2表-1, 中巻 総覧 第2表(40福岡県)

(13) 周産期死亡率の年次推移 (出産千対)

区 分	全 国	福 岡 県	管 内	筑紫野市	春 日 市	大野城市	太宰府市	那珂川市
平成29年	3.5	3.7	3.4	1.0	3.2	3.8	1.6	10.1
平成30年	3.3	3.5	2.9	4.4	2.2	3.9	1.7	0.0
令和元年	3.4	3.1	3.1	2.0	1.1	4.1	6.8	-
令和2年	3.2	2.8	4.1	1.2	3.4	8.3	3.7	2.4
令和3年	3.4	3.7	2.2	2.2	4.9	1.1	0.0	2.4

出典：人口動態統計上巻 総覧 第3.2表-1, 中巻 総覧 第2表(40福岡県)

※管内及び各市は人口動態統計中巻 総覧 第2表 人口動態総覧, 保健所-市区町村別をもとに算出

(14) 婚姻・離婚

婚姻は夫の住所、離婚は別居する前の住所による分類

区 分	全 国	福 岡 県	管 内	筑紫野市	春 日 市	大野城市	太宰府市	那珂川市
婚姻件数	501,138	22,009	1,790	448	441	462	256	183
離婚件数	184,384	8,564	710	162	166	177	111	94

出典：令和3年人口動態統計上巻 総覧 第3.2表-1 中巻 総覧 第2表(40福岡県)

(15) 婚姻率の年次推移 (人口千対)

区 分	全 国	福 岡 県	管 内	筑紫野市	春 日 市	大野城市	太宰府市	那珂川市
令和元年	4.8	5.1	4.7	4.9	4.3	5.2	4.3	4.5
令和2年	4.3	4.5	4.2	4.4	4.0	4.6	4.0	4.0
令和3年	4.1	4.4	4.1	4.3	3.9	4.6	3.6	3.7

出典：人口動態統計上巻 総覧 第3.2表-1, 中巻 総覧 第2表(40福岡県)

※管内及び各市は人口動態統計中巻 総覧 第2表 保健所-市区町村別をもとに算出

(16) 離婚率の年次推移 (人口千対)

区 分	全 国	福 岡 県	管 内	筑紫野市	春 日 市	大野城市	太宰府市	那珂川市
令和元年	1.7	1.9	1.9	1.7	2.0	2.0	1.6	2.3
令和2年	1.6	1.8	1.7	1.6	1.8	1.6	1.6	1.8
令和3年	1.5	1.7	1.6	1.5	1.5	1.8	1.6	1.9

出典：人口動態統計上巻 総覧 第3.3表-2, 中巻 総覧 第2表(40福岡県)

※管内及び各市は人口動態統計中巻 総覧 第2表 保健所-市区町村別をもとに算出

福岡県筑紫保健福祉環境事務所の 各課・係の業務内容及びお問い合わせ先

課・係		電話番号	業務内容
2階	総務企画課	総務係	092-513-5581 庶務事務、会計等
		企画指導係	092-513-5610 病院・診療所・薬局などの許可・届出、看護師・医師等医療従事者の免許申請、各種衛生統計、研修等
	健康増進課	健康増進係	092-513-5583 がんや難病等の療養相談、指定難病・小児慢性特定疾病・肝炎治療及び不妊治療費助成金の申請受付、健康づくり・栄養・子どもの発達に関する専門的相談等
		精神保健係	092-513-5585 精神保健福祉相談、精神障がい者地域支援等
	社会福祉課		092-513-5626 母子父子寡婦福祉貸付相談、婦人相談、高齢者福祉、介護保険、障がい者福祉、児童福祉等
	保健衛生課	食品衛生係	092-513-5582 食品衛生関係許認可や指導、食中毒対応等
		生活衛生係	092-513-5599 狂犬病予防、動物愛護、化製場、クリーニング、理美容、公衆浴場、ビル管、興行場、ホテル等の許可・届出等
		感染症係	092-513-5584 結核・感染症対策、エイズ・性感染症の相談検査等
	検査課		092-513-5587 試験検査
	4階	地域環境課	092-513-5611 浄化槽、自然公園、温泉、鳥獣保護、地球温暖化対策、3R、生物多様性の保全の推進等
環境指導課		092-513-5612 産業廃棄物、自動車リサイクル、アスベスト、PCB、公害(土壌・水質・大気)等	

◇所在地: 〒816-0943 大野城市白木原3丁目5-25

福岡県筑紫総合庁舎 2階・4階

◎西鉄白木原駅から徒歩5分

◎JR大野城駅から徒歩13分

各課の業務のうち、「定期健康相談・検査」「一般健康相談」「各種助成申請」等について、実施日時、お問い合わせ先等については、次頁をご覧ください。

< 定期業務・一般健康相談等主な相談窓口 >



令和4年5月1日現在

サービス項目	曜日	受付時間	問い合わせ先	備考
難病相談(難病ホットライン)	月曜日～金曜日	8:30～17:00	健康増進係 573-3100(専用電話)	
栄養相談	月曜日～金曜日	8:30～17:00	健康増進係 513-5583	
エイズ・梅毒・性器クラミジア・ 淋菌 感染症相談及び検査	毎週火曜日	9:00～11:00	感染症係 513-5584	検査は、匿名・無料で 受けられます。
B型・C型肝炎に関する 相談検査	毎週火曜日	9:00～11:00		事前予約が必要です。無料
エイズ(性感染症)ホットライン	月曜日～金曜日	8:30～17:00	感染症係 582-2522(専用電話)	
乳幼児発達相談	偶数月 木曜日	13:30～15:00	健康増進係 513-5583	事前予約が必要です。
母子家庭・父子家庭・寡婦の 生活一般に関する相談	月曜日～金曜日	8:30～17:00	社会福祉課 513-5626	予約制です。
ふくおかまごころ駐車場 利用証交付	月曜日～金曜日	8:30～17:00	社会福祉課 513-5626	
配偶者からの暴力に関する 相談	月曜日～金曜日	8:30～17:00	配偶者暴力相談支援 センター 092-584-0052 (専用電話)	
精神保健福祉相談	毎週水曜日	13:00～15:00	精神保健係 513-5585 同上	予約制です。医師が相談対 応します。
アルコール精神保健福祉相談	第2・3水曜日	13:00～15:00		
思春期精神保健福祉相談	第2木曜日	13:00～15:00		
精神保健福祉相談	月曜日～金曜日	8:30～17:00		保健師が随時相談対応しま す。
飼えなくなった犬・猫の 引き取り	毎週木曜日 (但し、その週の 金曜日が祝日の 場合は除く。)	13:00～16:30	生活衛生係 513-5599	事前申し込みが必要です。 本人確認できる身分証明書 等を持参してください。 1頭につき生後91日未満の 犬、猫は400円、生後91日 以上の犬、猫は2,000円の 手数料が必要です。
各種免許申請	月曜日～金曜日	8:30～17:00	健康増進係 513-5583	調理師
			企画指導係 513-5610	看護師、医師、薬剤師、 准看護師、栄養士等
営業許可・登録	月曜日～金曜日	8:30～17:00	食品衛生係 513-5582	食品衛生関係営業許可
	月曜日～金曜日	8:30～17:00	生活衛生係 513-5599	生活衛生関係営業許可 動物取扱業の登録
	月曜日～金曜日	8:30～12:00 13:00～17:00	環境指導課 513-5612	予約制です。 産業廃棄物、自動車リサイクル
	月曜日～金曜日	8:30～17:00	地域環境課 513-5611	自然公園法許可 浄化槽届出
医務・薬務の許可・届出	月曜日～金曜日	8:30～17:00	企画指導係 513-5610	

* ご不明な点はお問い合わせください。

福岡県筑紫保健福祉環境事務所 総務企画課 企画指導係 (092)513-5610

令和5年度 業務年報 福岡県筑紫保健福祉環境事務所

発行 令和5年8月

編集 福岡県筑紫保健福祉環境事務所

〒816-0943 福岡県大野城市白木原3丁目5番25

(筑紫総合庁舎2階)

TEL : 092-513-5581 FAX : 092-513-5598

福岡県行政資料	
分類番号 G A	所属コード 4403100
登録年度 (令和) 0 5	登録番号 0002